

室町巻物問屋文書目録・解題

藪 田 貫
上 平 千 恵

室町巻物問屋は、その初発を近世初頭に認められ、京都室町通りの二条から三条の辺り、すなわち北から蛸薬師町（室町二条下ル町）・御池之町（室町押小路下ル町）・円福寺町（室町御池下ル町）・役行者町（室町姉小路下ル町）に集住し、主に輸入反物を取り扱っていた仲買商の同業者仲間である。

五ヶ所商人に長崎で落札された唐・阿蘭陀反物類は、京都においては、新町通りの長崎問題（荷受問屋）へ送られ、その後、仲買商の室町巻物問屋に入札された後、諸商人へと流れていくルートが正規のルートであった。その他、朝鮮物は対馬藩京都屋敷から、琉球物は薩摩藩京都屋敷から室町巻物問屋仲間の独占入札によって、売り払われていた。

室町巻物問屋仲間は、享保十八年正月、役行者町の巻物屋組が既存の室町巻物問屋仲間五組へ加入して以来、蛸薬師町北組・蛸薬師町南組・御池之町組・円福寺町上組・円福寺町組・役行者町組とい

う室町巻物屋仲間六組中を形成した。

ここに紹介する「室町巻物問屋文書」は、室町巻物屋仲間が残した約一三〇点ほどの仲間文書である。現在、『南組御番所年番』と書かれた木箱に納められているが、おそらく原状を示すと思われる。大部分が一紙もので占められ、時期は、六組中が組織されて以後の近世中後期に偏っている。全体を通してみると、文書は正徳期の「八品端物売買帳」（目録番号B-45・46）に始まって、明治三年の「月々印形帳」（A-27）までにわたっている。

整理にあたっては、室町巻物問屋組織を中心に、文書を取り交わしている相手との関係において分類することにした。

まず、室町巻物屋仲間内の関わりで作成されたと考えられる文書をAとする。Aとの関係において、B京都町奉行所・京都政府、C長崎問屋、D唐小問物商売、Eその他、と分類した上で、さらにつぎのように下位分類を設定し、通番を施した。

A 「定法」・「定法違反」・「仲間人数」・「相互扶助」・「仲間参
会」

B 「触書」・「役所提出」・「商売筋」・「第一巻物商社設立」

C 「長崎問屋定法違反」・「長崎問屋相統」・「商品取引」・「借
銀」・「根証文」

D 「唐小問物附商売」・「大和屋忠七・近江屋伊兵衛一件」・
「唐小問物屋・唐紅毛反物買入一件」

E 「宗対馬守」・「問部下総守」・「土屋伊予守」

以下簡単に、各分類について解説を加える。

Aは、仲間中に関わることから作成された文書類である。これらより仲間の性格が見えてくると思われる。

〔定法〕

ここでは仲間中で定められた仲間が遵守すべき掟、及び仲間の年中行事の覚を分類した。定法は、年代順にみていくと条目に変化がみられる。例えば(4)「覚日記」は、大坂へ巻物問屋が買い付けに行く際の規則が記されており、(5)「室町巻物問屋新定目案文」では、室町巻物問屋仲間の者の長崎下りについて記されている。

また、巻物屋年番中が所持した(8)「年中行事写」からは、仲間の中行事並びに諸勤務・相統等の様々な心得が述べられ、(9)「公用記」では巻物問屋年番の具体的な公用勤めの様子がみられる。

〔定法違反〕

仲間中の遵守すべき掟に背いた者に対して、仲間中がどのように対応し、違反者にどのようなペナルティーが与えられたかということが具体的にわかる史料である。

〈播磨屋小兵衛手代庄兵衛一件〉は、数通の小さな切紙に認められた文書ばかりであるが、この数点から、北組に属する播磨屋小兵衛の手代庄兵衛が行っている不正行為について、丸山(京都円山公園内の会場)参会で入札が行われ、協議された様子がよくわかる。

丸山参会とは、毎年正月と七月に仲間一統が丸山に参集し、仲間中の総意の確認や入札等によって取り上げられた種々の議題について、相談と決定が行われる場である。

〔仲間人数〕

室町巻物問屋仲間へ新加入の際や、問屋立ての際に取り交わした文書、及び仲間の構成員がわかる(27)「月々印形帳」を、この分類に入れた。

ここで注目されるのは、享保十八年正月、役行者町の巻物屋組が室町巻物問屋五組中に加したという興味深い事実である(23)。これ以後、巻物屋仲間六組中となったことがわかる。(22)の「一札」からは、享保十八年以前の役行者町の巻物屋の姿が伺える。

また(28)「目録(顔見せニ付名前書上)」は、そのメンバーからみて、明治二年の第一巻物商社設立に際して、新構成員として加わった者が、従来からの巻物屋仲間の構成員であった者に宛てた文

書であると思われる。

【相互扶助】

仲間内の者が家名を相続するために相互に扶助、あるいは負担を分担することがわかる史料である。具体的には、勤務中に急死した者の遺族に跡継ぎができるまでの間、合力として半年ごとに銀子が渡されたり(30)、対馬藩へ御用金の調達の際、六組で分担して出金し、返還された利金を六組で配当している(32、33)事例などがみられる。

【仲間参会】

仲間参会は、先に「定法違反」の項で説明した通りである。ここに分類した史料は、参会の座敷のことや飯料というような実務的な史料である。

【その他】

(37) 「琉球反物入札之事他記録」は、元禄十年～元禄十一年まで、室町巻物問屋が公儀より巻物調達の御用を命ぜられたこと、享保十八年正月に行われた朝鮮物と琉球物の入札に行者町も加えることが簡条書で記されている。

(38) 「口上之覚」は、大坂の唐物問屋や唐物仲買との取引に応じないようと「御店様」へ頼んでいる一札である。三井京本店へ出された口上と思われる。

Bは、室町巻物問屋仲間を外から統制する効力を持つもの、すな

わち「公儀」(ここでは、具体的には京都町奉行所・京都政府という形で現れている)との関係上、作成された文書を分類した。

【触書】

町奉行所からの触のうち、巻物問屋の商売筋に関わるものを写しまとめた冊子である。仲間の定法には、「御公儀様」よりの触は堅く守るべき旨が明記されている。

【商売筋】

町奉行所へ提出された巻物問屋の商売筋に関わる様々な文書の写。

(45) 「八品端物買高帳」は、その内容を見ると、「長崎問屋六間」買請候諸端物之内八品」と題して、「何屋誰」と記したあと、紋紗綾・飛紗綾・縮緬・綸子・繻子・緞子・錦・流紋の八品の買値段と買高が記されている。そして(46) 「八品端物売高帳」は、誰が誰に何をどのくらい売ったかということが分かるように、売高が記されている。但し、売高は正徳元年のものが記されており、姓名も全て「何屋誰」となっていることから、町奉行所に提出されたものの雛形と考えられる。

輸入端物の流通統制の点から、町奉行所にとって室町巻物問屋は掌握すべきポイントのひとつであり、そのためこのような売買高の提出を求めたのであろう。また、唐反物の相場把握にも努めている様子が伺える。

【第一巻物商社設立】

明治元年十一月、京都では旧株仲間を停止し、改めて仲間を作ら

せ、仲間外の専業を禁じた。そして明治二十年十一月には、これらを再編成して通商会社の下に各業種で「市中商社」を結成させた。旧巻物問屋仲間の「第一巻物商社」結成も、このような背景からなされたものであったと推察される。

Cには巻物問屋へ商品が流入してくるルートの核である、長崎問屋（新町二条下ル頭町の辺りに集住）との関係を示す文書を収めた。但し、長崎との関係上作成されたと思われる根証文もここに分類した。

【長崎問屋定法違反】

ここでいう定法違反は、主に室町巻物問屋に売られるべき商品を長崎問屋が「他売」りしたことを指す。このような違反は度々行われ、その都度、巻物問屋から長崎問屋へ抗議が行われ、長崎問屋からの詫言入れによって、取引が再開されたことが伺える。

【問屋相続】

長崎問屋の相続問題が、巻物問屋の側に伝えられている史料である。長崎問屋の衰微が、巻物問屋の存続に関わる問題であったことが伺える。言い換えれば、巻物問屋の相続も長崎問屋に影響があったということである。(67)(68)の「一札」では、「両問屋永相続」のために室町巻物問屋の仲間人数を増やすことを検討している。

【取引】

商品取引に関する様々な文書を収めた。その中では、呉服問屋の大店である三井越後屋、及び長崎問屋と巻物問屋の取引の関係が垣間見える。

【借銀】

長崎問屋が、巻物問屋から借銀をしていた様子が分かる史料である。巻物問屋仲間と個別の長崎問屋の関係がみえやすいように、〈菱屋小右衛門〉〈漆屋九兵衛〉〈笹屋岩次郎〉と、借り主の長崎問屋ごとに分けて記した。このうち笹屋岩次郎は、従来、長崎問屋を相続していた菊屋から文政十年十一月に問屋株を引き請けた者である(「問屋相続」66)。

【根証文】

享和三年閏正月、従来、五ヶ所商人が長崎で落札した唐物(輸入品)の多くは大坂に回漕されていたが、今後は大坂に限らず、京・堺とも荷受けが許可されることになった。その際に、大坂・堺の唐物商売に携わる仲間は、「根証文商法」という本商人の荷送りを保証する新商法を打ち立て、当地への荷送りを少しでも有利にすることを画策した。少し遅れて京都も、これに習って「根証文商法」を行おうと長崎問屋から、室町巻物問屋へ提案があった。この堺・京・肥後・筑後の根証文一件の写しは、このとき作成された文書類であると思われる。

Dは、巻物類以外に附商売として、巻物問屋が従来営んできた唐

小問物類の取り扱いに関する分類である。その中に、唐小問物屋中が唐紅毛反物類を取り扱うことに関する文書を収めた。

【唐小問物附商売】

巻物問屋の唐小問物取り扱いに関して、文化二年閏八月、唐小問物屋より京都町奉行所へ書付が提出されたが、その経過が分かる史料である。

巻物問屋でありながら、唐小問物類も取り扱っていることについて尋ねられた巻物問屋は、自らの商売筋について、「往古々唐・紅毛・琉球・朝鮮・其外異国々持渡候反物類、并荒物・小問物等売買仕来」と説明している。則ち、輸入反物の取り扱いという本商売のほか、附商売として唐小問物の取り扱いも「渡世」としていたことを主張し、今後も唐小問物附商売を許可されるよう願っている。

結局、唐小問物屋の営業の差し障りにならない程度に、従来通りの商法で附商売を行うという申し合わせをすることで決着がついた。

【大和屋忠七・近江屋伊兵衛一件】

唐小問物屋の大和屋忠七・近江屋伊兵衛が、毛氈等を室町巻物問屋を通さないルートから購入・販売したことに對して定法違反であるとし、吟味を願ひ出た一件。

【唐小問物屋唐紅毛反物買入一件】

唐小問物が、唐・紅毛反物を巻物問屋を通さずに、長崎問屋から直接購入することを望んだことから、長崎問屋と巻物問屋と唐小問

物屋の三者で協議が行われた一件の史料である。

Eは、室町巻物問屋が宗対馬守・間部下総守・土屋伊予守の諸大名・旗本家へ要費用を融通している史料である。

【宗対馬守】

宝曆二年と宝曆十三年に借銀がみられる。宝曆二年の借銀の理由は「朝鮮代呂物仕込銀就費用」で、宝曆十三年の場合は「信使大要ニ付」である。この借り上げに對する担保は宝曆二年には「朝鮮物」、すなわち朝鮮から入ってくる輸入反物類であり、宝曆十三年は「御廻米」であった。

〈朝鮮反物売捌方〉という細項目は一点しか分類文書がないが、対馬藩京都屋敷において、一時期ではあるが、室町巻物問屋に「朝鮮物」の入札が行われていたことを語る史料であり、巻物問屋仲間と対馬藩との繋がりを示すものとしてここに収めた。

【間部下総守】

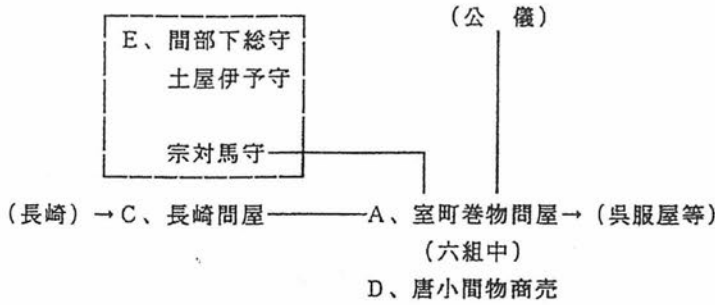
天保九年八月に、巻物問屋より借銀をしている。間部氏は越前鯖江藩主であり、天保九年四月十一日〜天保十一年一月十三日の間、間部下総守詮勝は京都所司代であった。

【土屋伊予守】

天明三年三月、巻物問屋より借銀をしている。土屋伊予守正延は、安永七年閏七月二十日〜天明七年七月二十六日の間、京都西町奉行を勤めている。

《 室 町 卷 物 問 屋 相 関 図 》

B、京都町奉行所・京都政府



(1) 卷物屋仲ケ間條目控 (A-3)

宝曆十三癸未歳

七月相定ル

條目

- 一 從 御公儀様被為 仰付候條々堅ク相守可申事
- 一 参会之節、悪口雑談札有之候ハ、縦切立テ候、品書有之候共、取上ケ申間鋪候、内見之上可為無札事
- 一 以前より定置候通り、代呂物売渡し候ハ、当座ニ判書取可申候、此儀度々申合候得共、猥ニ相成候、申合を相守、当座ニ判書を取候者、売先ニ而格別きつく成ル様ニ申、売買難出来致迷惑候、殊ニ当座ニ判書を取、内上ケ銀等をも判書帳ニ付させ候得者、手代共よこしまの心も不出、主人者勿論手代共迄も相続いたし候儀ニ候、銘々之為ニ候間、仲ケ間中売先キ共ニ、急度当座ニ判書取可申事
- 一 問屋より代呂物本こもニ而請取申候ハ、即座ニ立会相改可申候、荷数多候ハ、其日より三日之内ニ改可申候事
- 一 組内不首尾ニ而隙出候手代、自分ニ致売買候共、六組仲ケ間中より者、一切売買致出入申間鋪候、跡々相勤候手代之掟ニ茂相守候、乍併主人方之首尾宜鋪相成り、本家出入相叶候ハ、本家より先之断可有候間、対談之上可為格別事
- 一 不首尾ニ而隙出候手代并ニ小者、卷物屋中へ召抱申間鋪事

一 古来より巻物屋中之外、他商売人連中江入レ不申事、尤巻物屋中之手代首尾能相勤、從主人披露有之候ハ、仲ケ間江加ヘ可申事
一 巻物屋中之内、万一不如意ニ付、身上つづれ候仁有之候共、仲ケ間中江者損銀掛ケ不申様、堅ク相究候、然共其才覚難調、損銀掛り候ハ、仲ケ間中差除キ可申事

一 六組仲ケ間、臨時ニ申合候儀とも有之候ハ、堅ク相守可申事
一 銘々家業之事故、申合ニ者不及義ニ候得とも、売買ハ勿論、寄会等ニ茂自身相勤可申事ニ候、万事手代ニ任せ置致断絶候家、昔より数多在之候、何卒巻物屋数代相続、子孫繁昌を相願、如此評議相定候事

右從古来之筈ニ候間、猶寄会度毎ニ可有披見候、依而條目如件

室町巻物問屋六組中

宝曆十三未七月

定法

- 一 從 御公儀様被為 仰付候、御法度之趣、堅ク相守可申事
- 一 唐阿蘭陀端物、於長崎御役所入札荷物之外、抜荷物売買致間鋪事
- 一 春秋相場書、例格之通り 御公儀様江奉差上ケ候事
- 一 御召呉服御積り書并臨時之相場書等被為仰付候者、准古例可奉差上事

一 琉球端物者薩州御屋鋪より買請可申事

室町巻物問屋文書目録・解題

一 朝鮮端物者対州御屋鋪より買請可申事
一 御法度抜荷物吟味并仲ケ間取メ之為、古来年番役を定来り候事
一 諸代呂物善悪高下ニより、直段ニ不拘、口錢之定在之候、委細別紙ニ書記候事

一 年番并加役、毎月晦日、組内銘々買物高致勘定、銘々より定口錢之出銀請取、月番江渡し可申事
一 年番并加役、毎月六日、月番江合合之節、組内帳面持參、組々より之出銀致勘定、月改之帳面ニ記、銀高六ツ割ニして、組々江預ケ可申事

一 月々六組銘々より、年番中并加役預り置候銀高、半季毎ニ致算用、右銀高三ツ割ニ而、式分通本主銀と定、残り老步通り惣仲間入用引候而、残り銀何程ニ而も問屋立連中江可致配当事

一 右式步通り之本主銀、五朱之利足を加へ、当春之分ハ来春、当秋之分ハ来秋、春秋兩度ニ戻し可申事

一 問屋買直段ニ定之口錢を掛ケ候所、惣中之売直段と定候、此売直段を聊ニ茂引売候得ハ、同銘々之代呂物分買之者共、指闊ニ成候間、堅相慎可申候事

但し、一分ニ買取候代呂物ニて茂、売直段引下ケ売候得者、外銘之指闊に相成候、乍併時之相場景氣ニより、日々ニも直段高下在之候事勿論ニ候、何分仲ケ間中差間ニ成候売買慎候事第一ニ候、若輩之手代衆ヘハ主人并番頭より急度可申付候、万一指闊有之候節、非義之申取上申間鋪候、尤其組内より執持、挨拶致候事不

相成候事

一長崎問屋ニ而買候荷物、長崎問屋より直ニ売先江為持遣ス間鋪候事

一長崎問屋ヨリ買請候荷物、早速相改可申候、本孤ニ而売先江遣し候儀、堅ク相成不申候、但三井并大坂問屋中江売渡し候荷物之儀者、右両所者長崎入札商人故、売渡し候代呂物、又々両所より問屋江差出し候勝手之為、前以免し在之候、右両所江本孤ニ而売渡し候ハム、年番江即座ニ断可申候事

一問屋立仲ケ間中、代呂物取遣し直段、定口銭掛候儀、互ニ存知合候事故、直段相對之儀ハ格別之事ニ候、不通様ニ無之様、任勝手可致取遣候、然とも売先江持參之節、一統之売直段より安く売候得者、早速指問ニ相成候故、仲ケ間江売候人も間違無之様ニ、得と申合可致取遣候、万一指問に相成候節、仲ケ間より安く買候故との申訳者相立不申候事

一長崎問屋より買請候荷物売兼候得ハ、問屋直段引下ケ可申哉と日數立不申内ニ見越シ候而、直段引下ケ売離し度事も在之候実心左様ニ候得ハ、尤成事之様ニ聞ヘ候得共、亦ハ実之申訳ニも相成候、長崎問屋直段引下ケ候上ハ、論無之候得とも長崎問屋直段引下ケ不申内、一分引下ケ売候得者、仲ケ間中江買請候銘々指問ニ相成候、日數立不申内ニ是非見越売仕込度候ハム、買請候銘々江内談之上、売可申候、無左候ハム、三十日限之内ニ而引下ケ売申支相成不申候、仲ケ間差問ニ相成候節、申訳聞届申間鋪候、但し品ニ

より自分斗問屋表仕切候而買請候代呂物有之候節、同し格式之代呂物、問屋直段引下ケ候得者、則相場下りと申物ニ候得者、其節之見斗ニ可仕候、何分外ニ指問と相成不申様ニ可心得事

一余人入込さる得意先ハ指問無之儀と心得候人在之候、是以差問ニ相成候、先之人他所ニて直段之噂被致、外々と相違有之候得ハ、則仲ケ間之差問ニ相成候、亦ハ一両軒入込候得意先ニ而、仲ケ間之衆中不埒之儀在之候得共、分明ニ差当テ難申出致等閑置候段、是又不埒ニ候、銘々之儀ニ不限、仲間中之差問ニ相成候得者、無遠慮年番江可申出事

一問屋連中相談相極候儀、他所者勿論、仲ケ間中たり共堅ク取沙汰仕間鋪事

一近年商売休之居被申候仁、致商売度問屋立之儀、年番中江被申出候者委細聞届ケ訳相立候ハム連中江指加江可申事

一手代年數相勤、宿入別宅之儀、主人ヨリ被申出候ハム、連中江加江可申候、乍併旧功無之勝手ニ而致宿入候ハム、連中江加ヘ申間鋪候事

一六組問屋立仲ケ間中、相談之上相極候義、何事ニ不寄急度相守、家業相務可申處、近年猥ニ相成銘々之勝手ニ任せ、惣中之差問を顧互ニ致渡世候故却而一統及困窮候、六組中一統に相懐、仲ケ間之定法者不及申、臨時之申合等堅ク相守致渡世候ハム、惣中家業無退転、相統可致之事

一近年唐阿蘭陀并外国ヨリ持渡候諸代呂物、格別減少致、六組中渡世

及困窮候得ば、仲ヶ間一統相互致助力候様ニ相心得、随分無油断
家業可致出情事

右之條々堅ク相守可申候、若違背之者候ハ、急度致詮儀、其上
理不尽之儀在之候ハ、御公儀様江御訴可申候、他人之悪事を頭
候ニ而ハ無之、一殺他生則勸善懲惡之道理ニ相叶可申候、依而定
法如件

室町巻物問屋組中

連印

年号月日

一札

- 一 御公儀様御法度堅ク相守可申事
- 一 抜荷物取捌仕間鋪事
- 一 他所買仕間鋪事
- 一 長崎問屋と馴合内証買仕間鋪事
- 一 一定口銭出銀高并買物銀高毎月晦日無相違書付可差出事
- 一 仲ヶ間定法堅相守可申事
- 一 仲ヶ間中之儀不寄何事他言仕間敷事
- 一 一定口銭改之帳面銘々髓ニ預り置候事
- 一 右之條々仲ヶ間中永々為相続、堅可相守旨申合候上者、万一違背
仕候者、被及公訴候共、仲ヶ間差除被申候共、一言之申分無之候、

室町巻物問屋文書目録・解題

仍而連印如件

室町巻物問屋組中

連印

※裏表紙に「中田氏」とあり

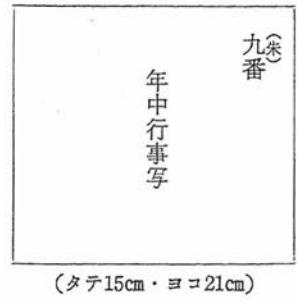


巻物問屋仲ヶ間條目控 (A-3)

(タテ25cm・ヨコ17cm)

(2) 年中行事写 (A-8)

表紙ウハ書



家名相統扣

一 仲ヶ間江対し数年来旧功有之屋号、緩簾之筋相立候家五軒、壺屋・八文字屋・紅屋・菱屋・鍵屋、外ニ播磨屋・井筒屋・河村屋・升屋、此四軒之分、前之五軒と同格之家柄と左申末に至り候ニ付、以来年番役相勤被申候ハ、則可為同格事

一 従古来年番役相勤来候屋号、緩簾連綿致来候家、当時九軒有之、右之内年番被致退役、子息

内江名前継目相済候ハ、新加入之人より上席之定ニ候事

正月

元日 一統出礼之夏 (尤上下着用)

三日

東西御役所御礼

両殿様御目見江

但し明六ツ前時御支関江出

東様相済次第西様へ出

右献上物并諸目録認方

十二月ニ記之

五日

参会之廻章

行事方ニ而認メ出

案文左之通

口演

新年之御慶目出度申納候、然者例年之通、来ル九日、於丸山之御参会御座候間、例刻御出勤可被成候、尤前八日夜、於行事宅内寄会

判取有之ニ付、暮早ニ御出席可被成候以上

正月五日

行事 何屋誰

何屋誰

役中

先役中

平中

右廻状大杉原ニ認上包美濃紙

金赤水引

八日夜 於行事宅 内寄会判取

尤名代無用、万一差支有之ハ、翌辰刻迄之内、年番宅へ印形持

参之事

一 寄会時席順定年番の差図之夏

一 旧記

一 元録願書

一 名前帳前書

一 條目并申堅書

当時ハ丸山席斗ニ而読之

右為読聞之夏

但し間行事兩人之内読之

一月々印形取之候事

一 参会掛銀老人分拾匁定

内寄会之節持参之夏

但し年番役兩人勿論掛銀

無之夏、尤新加入之人
初参掛銀不及夏

一 中川浄義殿、参会出勤被致呉
候様、役中、相頼可申夏

尤被召連候供人、小者ニ至
迄、掛銀不申受定之夏

但し不参之節ハ翌日蒸菓子

三十匁栞箱相送り可申夏

一 八文字屋甚太郎殿・同富太郎
殿・同余七郎殿、問屋立休之

三人、掛銀半限定之夏

一 札紙式枚ツム一統へ行事、相渡ス

茶

菓子 饅頭五ツ宛

但し(白あん栞分形)

一 内寄会雑用(廿五匁)

一 参会出勤人数之定

室町巻物問屋文書目録・解題

仲ヶ間窓中

名代共

外ニ手代出勤之夏

行事三人

手代式人

小者三人

年番召連之
小者式人

先役中同断
小者式人

五人衆之内
小者式人

持参物覚

一條目并申堅書一冊
七年番持参

一 帳箱 栞

并金百疋丸山茶料用意

一 茶 式匁之所

一 酒 (凡式斗)

并酒塩 (三升)

一 蠟燭 式拾目掛廿疋
拾匁掛廿疋

外ニ草履下汰札用意

九日 参会 席丸山

正四ツ時揃

料理方定之通

上下共口詔

一座順年番差図之事

茶并煙草粉盆火鉢用意

一 三宝のし 居置

組重

三ツ組盃

前酒

昼飯

右相濟次第左之通

一 札箱廻ス夏

一條目并申堅書為読聞候夏

一 札披役中并先役中立会之夏

并算用寄会当番定候夏

右相談治定之旨一統へ披露之夏
但し披露相濟候上名代并行事

袴取候様年番、差図之夏

中立

後酒

夕飯
以上

十日

一出銀通メいたし当番加役へ
可差出事

一後見家八文字屋三軒、

算用寄会出勤之義、頼

入可申事

一 中川浄義殿、同出勤之

義、頼入可申事

十八日算用寄会

席當時三本木茨木屋

朝飯後早々出勤

役中并当番加役咄人

先役中 手代咄人

小者咄人

(後見家八文字屋三軒)

尤其時ニ随ひ無人ニ候ハ、平之

内成共立合五人ノ内ニ而算用無用

之事

但し十人迄ハ不苦候

尤式飯前後酒

咄人前口上下共

当番持参覚

一帳箱

(外ニ金百疋) 茶料用意

一茶井菓子尤饅頭五十

但し白あむ巻分かた

一酒 五升内巻升酒塩

一蠟燭 拾五匁掛拾挺

十九日

一蒸菓子三拾

但し三分かた

杉折入

送ル

尤寄会不参候而も

廿日 年番ノ割渡寄会

通達左之通

半紙一枚式つ折ニして認ム

口演

一出銀

右例之通相渡候ニ付、明廿一日酉

刻ノ戌刻迄之内、誰宅へ印形御持

参可被成候以上

正月廿日 年番誰

両人

連名

八八

何屋誰殿

同

廿一日夜

一出銀割渡之夏

但し年番宅おゐて

晦日 一統出銀差出可申夏

二月

朔日 長崎問屋売出之事

但し新町ノ年番方ハ本人参候ハ、

行夏方へ申達行夏より

一統へ為致通達可申事

廻文左之通半剪ニ認ム

口上

例年之通、明朔日長崎問屋売出相

勤候ニ付、昼後早々御出勤可被成

候、尤手代中者七ツ時ニ出勤可有

之候、右御案内迄如此御座候以上

正月廿九日か

晦日

行事

次第不同

連名

一 売出主人分手代共可致出勤夏

一 問屋方祝酒出候ニ付、仲ケ間多人數故、主人分ハ昼後早々、手

代向を以七ツ時と二席ニ相分り候方可然候

一 長崎問屋方入札并立十露盤有之節、年番立会可申事

(付書)

此所ニ書入御座候夏ニ被致候

下坂之一条

一年番兩人之宅へ相届ケ可申夏

一新町長崎問屋一人召連候夏

一 老分之内一人付添候事

當時松村氏・森下氏兩人之内、

万一差支有之時、當時播字兵衛・

八徳兵衛・鍵宗兵衛右三人之内

寄人為名代付添可申事、於彼地

五軒問屋引合之筋出来も難斗、

尤卷物筋合能存居候者、第一下

坂之手代心得違等出来不申様、

目附旁付添可申義承知可致夏

二日

一月並寄会当番ヲ可致案内事

口上

愈御安康被成御座珍重奉存候、

然ハ来ル六日、月並御寄会当番

相勤申候間、乍御苦勞、例刻御

出勤可被下候、右御案内申上候

以上

月日

何屋誰

何誰様

於加役宅

六日月並初寄会

役中出勤

尤相談事有之節ハ

先役中(并後見家)

一 茶菓子限之定

但し饅頭白あん者分形五十許(懸)

尤雜用七匁五分定

三月

三日 節句出礼之事

六日 月並寄会休

一 御目附様御交代ニ付、相場書

可奉指上事

但し寛政六年寅三月被 召出、

已来三月者差上候ニ不及旨

被為 仰付候、其後ハ九月

斗奉差上候事

四月

二日

月並并半取寄会
年番ノ案内之事

但し前五日一統へ通達左之通

半紙二ツ折ニ認ム

一 中川浄義殿定式寄合出勤被致

吳候様、前広ニ頼入可申夏

口演

一 明六日、年番誰宅ニおゐて定式

寄会相勤候ニ付、薄暮御案内申

入候節、印形御持参御出勤可被

成候以上

四月五日 年番誰

何屋誰殿

同々

於年番宅
六月 月並定式寄会

饅頭白あん卷分形五十詠
役中入用拾五匁定

一 役中先役中昼後出勤
一 薄暮より一統寄合示合
月々印形取之事

天保四年己九月

一 申堅一統為読聞之事

尤茶斗菓子なし

夕飯一汁一菜之定

煮物か 汁 豆腐
かつを

又者
小焼物 飯

中酒 焼とうふ
かつを

一種限り

七日

一 伊勢祇園講廻文差出可申夏

但し正月参会行夏者
相勤可申事

一 蒸菓子三拾 中川浄義殿

但し三分かた 定式寄会出勤
折入 挨拶役中持参

但し不参之時ハ送ルニ
不及夏

口上

例年之通来ル十日、於丸山——伊

勢并祇園講相勤り候ニ付、正午刻

御出勤可被成候、尤祇園へ奉神楽

上候ニ付、社内へ御集会可被成候
以上

四月七日 行事

何屋誰

何屋誰

何屋誰

役中

先役中

平中

右廻状大杉原ニ認上包美濃紙

金赤水引

持参物覚

一 御祓宮尤あらこも用意

一 伊勢講帳箱

外ニ

一 白銀拾式匁祇園神楽料

一金百匁 丸山茶料

一金 代参料

一 せん茶 式匁之所

一 酒 式斗

井酒塩 三升

一 蠟燭 廿匁掛廿匁
拾匁掛廿匁

外ニ草履下駄札等用意

席丸山

十日伊勢并祇園講

一 正午刻祇園社内ニ而行夏待受

居、役中先役中相揃候ハ奉神

楽上候事

丸山席ニおゐて

床

一 御祓宮 尤あらこも敷
御神酒 あるいは米

一例之通席順年番差図之夏

料理方定之通

但し一飯口詠

前酒

中立

但し名代人并行事袴

取候様年番々差図候夏

本膳

一神酒頂戴之事

一兩宮代参振圖之事

内外

一白銀拾式匁ツム御供料

(両)人江

一金三百疋(ツム)代参料

(両)人江

一 中川浄義殿掛銀正月参会同

様定之通

但し不参之節ハ蒸菓子三十入

奘箱送り可申夏

一 問屋立休八文字屋三人掛

銀半限之事

十一日 伊勢講掛銀一人分(拾匁)

ツム行夏方へ可差出事

五月

五日 節句出礼之事

六日 月並寄会休

六月

二日 月並寄会案内之夏

五日 月並寄会 於加役宅

茶

菓子但し水菓子五十

匁分かた

一 七月参会行事相談之夏

一 暑氣見舞相勤候事

但し土用入五日目迄之内

東西

御公事方御筆頭御兩人

同唐物御掛り

御目附方唐物御掛り

一金五拾疋ツム年頭包同様

一 氷砂糖三斤入奘箱

右中川浄義殿暑氣見舞ニ送ル

七月

六日 月並寄会休

十日

一朝鮮琉球物御断書

唐物御年番御役所江

可奉指上事

但し年番老人罷出ル

一 東西御役所唐物御年番

毎年九月ニ御交り之事

但し西様御年番之時ハ東様へ

奘通差上可申夏

御断書但し案文

一 琉球朝鮮物之儀、薩州・対州両

御屋鋪共御蔵込、当季茂一切無

御座候ニ付、此段御断奉申上候

以上

室町卷物問屋年番

年号月日 何屋誰印

何屋誰印

御

右西之内ニ認メ上包美濃紙ニ而包

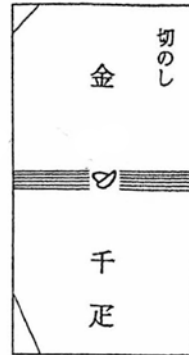
但し国柄ニ而もよし



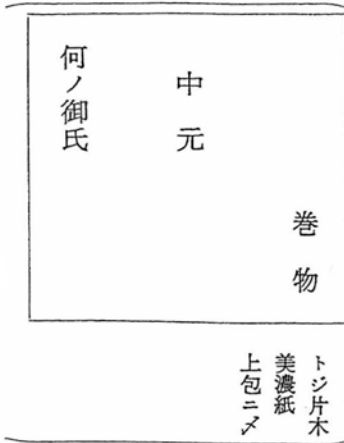
十一日

一金千疋ツム年番兩人江

右中元例之通当番加役持参



小杉原包
裏名前なし



トシ片木
美濃紙
上包ニメ

一狭絹中巻反八文字屋へ
後見家

出嶋 三回物
但し和目巻斤

右中元例之通

但し持渡リ無之時ハ見斗

右ハ年重之人江反物并回物ニ
て、残り式回ハ兩人へ尤中川氏
宅へ持参

中元 出礼之事

十七日

一参会廻章可差出度

但し正月案文之通

一 中川浄義殿、参会出勤被致呉候
様相頼可申度、尤掛銀之儀ハ正
月参会同様之度

但し不参之節ハ蒸菓子三十

送り可申度

一 問屋立休之八文字屋三人、正月
参会同様之度

十九日夜内寄会判取
於行事宅

一 正月定式之通

一 茶井水菓子(五ッ宛)

但し巻分かた

天保巳極月

一新町長崎問屋ヲ取置一札写

添一札共

一卷物由来一条

右一統為読聞候事

廿日 参会 席丸山

一 正月定式之通

廿一日

一出銀通メいたし当番へ

可差出事

一 後見家八文字屋三軒、算用

寄会出勤之儀、頼入可申事

一 中川浄義殿右出勤之儀、

役中一統頼入可申度

廿六日 算用寄会

辰刻出勤 席三本木

一 正月定式之通

一 茶井水菓子五十

但し巻分形

廿七日

一 水菓子一折 中川淨義殿
 凡代拾匁 算用寄会挨拶役
 中持参、尤不参
 二而も送ル

一 八朔用包物拵之事
 但し目錄台誂申作ル夏

八月

朔日

一 東西御役所御礼

并ニ御組共年頭之通相勤候事

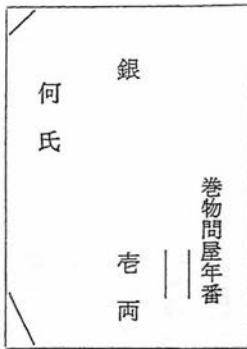
一 長崎問屋売出之事

但し二月朔日之通

行事々廻状出之

一 銀者兩宛 町代山中塚本へ

八朔祝儀文箱へ入為持可遣夏



室町巻物問屋文書目録・解題

二日

一出銀割渡案内可致事
 但し正月之通

三日夜

一出銀割渡之事

但し年番宅ニおゐて

六日 月並寄会休

九月

二日 月並寄会案内之事

一 相場書印形行事四人江

申達候口上書左ニ

口上 半切認

一 相場書

右例年之通奉指上候ニ付、明三日辰刻迄之内、拙者宅へ印形御持参可被成候以上

九月二日 年番誰

何屋誰殿

何屋誰殿

何屋誰殿

何屋誰殿

五日

一 御目附様御交代ニ付相場書月番御役所へ可奉指上夏

但し御月番へ武通

御非番へ書通 案内左之通

乍恐御断書

一 綸子 当時持渡り無御座候

一 紗綾 当時持渡り無御座候

一 縮緬 当時持渡り無御座候

右者当月朔日ヨ五日迄相場書可奉指上所、書面之通持渡り無御座候

ニ付、当年者不奉指上候、此段御断奉申上候以上

室町巻物問屋行事

室町二条下ル町

何屋誰印

室町押小路下ル町

何屋誰印

室町御池下ル町

何屋誰印

室町姉小路下ル町

何屋誰印

御

右面之内ニ認美濃紙上包

御断書
巻物問屋

五日 月並寄会 於加役宅

一茶并菓子饅頭五十

但し白あん沓分形

七日

一伊勢并祇園講廻章

行夏方ニ而認メ差出可申夏

但し七月参会行事之者

相勤可申事

十日 伊勢并祇園講

席丸山

一四月定式之通

十月

二日 月並并判取寄会

年番ノ案内之事

一 中川浄義殿、定式寄会出勤被
致具候様、前広頼入可申夏

五日

一 四月定式之通一統へ通達之夏

六日 月並定式寄会 於年番宅

饅頭五拾用意

役中入用

夕飯四月之通

一 薄暮ノ一統寄会示合

月々印形取之候事

尤茶斗菓子なし

一卷物礎略記

右一統為読聞候事

七日

一 蒸菓子三十

但し三分形

折入

一 饅子一双ツ、御公事方上下

中川浄義殿

定式寄会挨拶

役中持参之夏

九四

但し一二代

七八勿より

拾勿迄

御筆頭兩人へ
臨時御見舞ニ送ル

十一月

六日 月並寄会休

十二月

二日 月並寄会案内之夏

六日 月並寄会 於加役宅

茶

菓子 饅頭五十

但し白あん沓分かた

一 寒氣見舞相勤候事

但し寒入五日目迄之内

尤六月暑氣之通

一 中川浄義殿、伏見華かん廿九之
所送ル

但し杉平箱入

廿三日

一金千疋ツ、年番兩人江

右歳末例之通中元同様

廿五日

一朝鮮琉球物御断書

御年番御役所へ可奉指上之

尤七月之通

一 中川氏歳暮、中元之通

送ル事

一年頭用包物拵之事

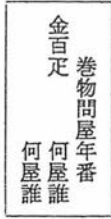
但し目錄台詔之夏

献上物

一金百疋宛



御玄関ニ而差出候
手札目錄下ケ札之通

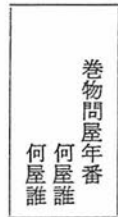


御披露札

室町卷物問屋文書目錄・解題

東

御目見へニ出候時
御披露役へ差出ス



御用人 四人

御取次 四人

御公事方上へ下御一統

御目附唐物御掛り上へ下

西

御公事方御筆頭上へ下

同 唐物御掛り御兩人

御目附唐物御掛り御兩人

一 白銀壹兩宛 右之衆中へ

一 白銀三匁ツゝ東西御門番兩人

但し四包 并中番頭兩人

一 白銀壹兩 糸割符会所へ

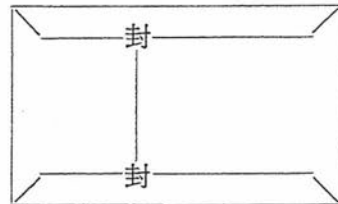
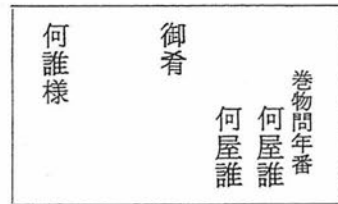
一 金百疋 神泉苑町 桔梗屋伝右衛門方へ

小杉原包



裏名前なし

とじ片木美濃紙上包



但し御上役へ御苗字頭一字認ム

中番人并拵伝右衛門方共

上包ニ不及ぬりへきニ而遣ス

一 銀壹兩宛 町人山本 塚本へ

歳暮祝儀文箱へ入為持可遣夏

御組方御不幸有之節

御公事方御筆頭上下御兩人ニ限り

一金百疋 御当人

一金五拾疋 御内室

并御小兒

右之通認置候得共、御内室御小兒共、御当人同様金百疋送り可申方可然使、

尤御悔御葬式共御出勤之夏

御公事方唐物御懸り

御目附方同

一金百疋 御当人

一金五拾疋 御内室

并御小兒

前同様

右之外御組方之節、拵伝右衛門方

相しらせ候共出勤ニ不及候夏

年番役替り定

一表役年限ニ成候ハ、算用寄会

之節退役可被申出事

一跡役并加役相談之事

但し加役人体定リ候ハ、先役之内

可申入候夏

一役替り治定致候ハ、東西御公

事方御下役御筆頭へ内伺ニ参上

可申事

一東西御役所へ差出候御断書、左

之通半紙帳ニ相成候様、認め可

申事

乍恐奉御断申上候口上書

一私同役何屋誰義、多病ニ付退役

仕、跡年番何屋誰相勤候ニ付、

此段御届奉申上候、御聞届被成

下候ハ、難有可奉存候以上

卷物問屋年番

年号月日

何屋誰印

御

一御目見江願書之案文左ニ

乍恐口上書

一此度何屋誰、年番役相勤候義、

別紙願之通御聞届被成下候ハ、

先格之通御目見江被為 仰付被

下候ハ、難有可奉存候以上

卷物問屋年番

年号月日

何屋誰印

御

一役替并御目見江願御聞濟有之候

ハ、年番方へ行夏相招申入、

一統へ為致通達候事

尤新古年番兩人江一統

袴着可参夏

一年番替り長崎問屋へ通達可致事

但し長崎問屋方先役当役

兩家へ挨拶入来之定候夏

一新役御目見江之節麻上下、付添

之年番継上下着用

一献上物并御礼諸色もの、新年番

一名ニ而認め左之通

東西

殿様江

一金百疋宛

一金五拾疋宛 東西御公事方
御筆頭四人

一銀壹兩宛 其外之
衆中へ

一銀壹兩ツ、東西
御用人八人

御取次八人

都合十六人

一銀三匁ツ、東西御門番
兩人

一金五拾疋 拵伝右衛門方へ

東

御公事方上下御一統

御目附方唐物御懸り

西

御公事方上下御筆頭御兩人

同唐物御懸り上下御兩人

御目附方唐物御懸り

分家別宅加入

一銀二枚 出銀

一金五拾疋ツム 年番兩人江

新加入

一銀壹貫目 振舞料

一蒸菓子百 参会初参之節

但し折入

一金百疋ツム 年番兩人江

一金五拾疋 頼入端掛人江

一不幸有之節行事之内、年番へ相
届可申支
葬式之時山席札

卷物御仲ケ間
御休息所
何屋
誰

名前継目

一金百疋 樽肴料

一銀一枚 養子相統
樽肴料

一金式拾五疋ツム 年番兩人江

実子出金不及

休人問屋立再勤

一銀一枚 樽肴料

一金式拾五疋ツム 年番兩人江

休株人再入

一銀五枚 出銀

一金五拾疋ツム 年番兩人江

別宅手代加入

一銀一枚 出銀

一金廿五疋ツム 年番兩人江

一新加入之人定式調印相濟候後、
手代宿人別宅并分家別宅之分共
筋相立候へ、古株之人同様、
但し加入被致候以前迄之分家并
別家手代分へ筋相立候へ、定
式銀壹貫目取之加入為致候事
一名前継目祝之事

一加入頼入方有之聞届之節
一札取可申事案文左之通

一札

一其御仲ケ間室町卷物呉服問屋御
連中江加入之義、近来御頼申上
置候処、此度御承知被成下候段
忝奉存候、尚追而御仲ケ間御定
式調印相濟候迄、為念一札仍而
如件

年号月日

何屋誰印

卷物問屋之内
何屋誰殿

右一札取之置、二季参会前夜内寄
会之節、初参調印致させ可申事、
尤本人袴着

何町組 何屋誰
何町組 何屋誰
右之通ニ御座候以上

一御役所御届并名前帳点合口上書
左之通、尤半紙帳ニ相成候様認
候

右之通相認メ東西御公事方
御筆頭へ内伺可致参上
但し日限御差図之通罷出可申

乍恐口上書

一加入御届并点合之節、年番兩人
繼上下着用、加入之者袴羽織帶

一金五拾疋ツ、括伝右衛門方へ
加入之人

一私共仲ケ間へ、別紙名前之者共
加入仕候ニ付、先達而奉指上置
候名前帳面御下ケ被成下候ハ、
点合仕度奉存候間、右之趣御聞
届被成下候ハ、難有仕合可奉
存候以上

一加入御届并点合之節、年番兩人
繼上下着用、加入之者袴羽織帶
釦ニ而御榔下へ召連出、名前帳
面御下ケ被成下候ハ、御榔下
ニ而点合致調印、御番方へ手札
差出シ御差図次第可仕候、併御
不案内之方も可有之、下へ出候
御差図有之候ハ、年番御答一
統上訴御免之由可奉申上候事

一加入有之候義、当仲ケ間行事を
以、新町長崎問屋行事へ為致通
達候

卷物問屋年番

一御公事方御部屋先上掾へ
年番兩人付添加入之者召連
罷出可申事

一御奉行様御初入之節、恐悦ニ罷
出可申事

年号月日

何屋誰印

一御公事方御部屋先上掾へ
年番兩人付添加入之者召連
罷出可申事

殿様江
但し献上物左之通

何屋誰印

殿様江

御

別紙

一御公事方御部屋先上掾へ
年番兩人付添加入之者召連
罷出可申事

一金百疋

加入名前書

罷出可申事

一銀苞兩ツ、御用人四人
御取次四人

何町組 何屋誰

一銀三匁

御門番江

一右之節旧記可奉指上旨被仰付候

ハ、早速可奉指上叟

但し案文別帳ニ有

室町御行事

年号何ノ
何月
新町
何屋誰

何屋誰殿

何屋誰殿

年番役第一心得可置事

一古来、当仲ケ間一統平之者迄茂

上縁へ罷出候義、已来年番役之

者心得違無之様可致候、則年番

并平之者ニ至迄、一統同格上訴

御免之叟

一年番役之義、旧功有之九軒之内、

兩人相動候人無之節ハ、其時ニ

随ひ、内一人新加入被致候人之

内、内談之上加へ可申叟

但し年限被相動候而被致退役

候上、新加入上席ニ定置、

尤九軒之可為次席叟

一我国山城都之中の都、室町通二

条より三条辺ニ至迄、巻物具服

問屋、往古より今に至るまで相

続仕来候義ハ難有可奉存候、尤

日の本嶋と浦と迄もうらやむ程

之所柄、殊に申迄にも及ハス、

諸仲ケ間之手本共可相成程之義、

其上唐紅毛異国迄も及聞可申義

と存候得者、誠にむつかしき叟

共ニ候、全我身ニ立反り末を考

へ、則其本乱れて未治る事ハ決

而無之義を速ニ心得、相続仕度

候、以来弥仲ケ間一統安泰能相

治り候様、益実心を以万端無別

心、年番兩人無陰陽、互ニ示合

役中大切ニ可被相動事

裏表紙

巻物屋

年番中

※()は、付紙で抹消された分

役行者町

行夏

鍵屋弥兵衛
隈屋庄兵衛

(3) 一札 (A-22)

包紙ウハ書

円福寺町

御池之町

薬師町 参

役行者町

享保七年寅ノ九月

薬師町

御池之町

円福寺町

巻物屋衆中

参

享保七寅九月行者町組ノ頼一札

同十八巳ノ正月五組へ加入之一札

外ニ書付式通

此類五組箱ニ入候

一札

一各地方ノ数年唐端物買来候所、問屋直買致度、去ル巳年、御公儀様御願申上候處、問屋立御赦免被為 仰付候、其砌各御召出被遊候ニ付、何とやらん相手取候様ニ罷成、其以後ハ互ニ端物売買も不仕、不勝手ニ御座候所、此度各以御了簡、先年之通ニ互ニ売買被成可被下候旨奉存候、此以後巻物屋中御作法少も相背申間敷候、尤妨ニ成申儀一切仕間敷候

一手前町内、巻物商売致候連中人数は、別紙書付違シ申候、此外他家之儀ハ勿論、町内たりとも菅人ニ而も相加へ申間敷候、尤巻物各代後々ニ親ニ而も堅ク相譲リ申間敷候、仍而為後日之一札如件

(4) 覚 (A-23)

覚

一兼々御頼申上候御入魂筋之儀、此度御組中御聞届ケ被下、五組御同前ニ被仰合、御組江被差加忝奉存候

一御組中御相談之義、何ニ不寄堅ク相守、少茂違背仕間敷候

一手前組之外他家之仁、毛頭相加工申間敷候右之趣堅ク相守リ少茂相違仕間敷候為其如件

役行者丁巻物屋組

- 薄屋次右衛門 ㊦
- 丸屋半兵衛 ㊦
- 大黒屋七右衛門 ㊦
- 千切屋久兵衛 ㊦
- 鑑屋良深 ㊦
- 享保十八年 丑正月
- 千切屋庄兵衛 ㊦
- 鑑屋弥兵衛 ㊦
- 三文字屋弥兵衛 ㊦
- 鑑屋治兵衛 ㊦
- 一文字屋多兵衛 ㊦

薬師町北組御衆中様
同 南組御衆中様
御池町組御衆中様
門福寺町上組御衆中様
同 町組御衆中様



役行者巻物組五組加入ニ付覚 (A-23)

(タテ58cm・ヨコ30cm)

(5) 「琉球反物入札之事他記録」(A-37)

一先年從 御公儀様、室町冷泉町・薬師町・御池之町・円福寺町・

行者町・五丁町江、御用御卷物被為 仰付相勤候、時節者元禄拾
丑年〆明ル十一年迄、元禄十式卯年比迄、右五丁町十日替リニ
行事相勤来候事、但し損得共人別割ニ而相勤申候

一享保拾八年癸丑正月廿七日、朝鮮入札廿一口之時、行者町年来從
二月十六日切ニ而

頼、此度〆一烈に入札ニ加江申候、万事聞合等ニも、行者町〆相
見へ申候矣、

但し委細書者五組方ニ有り

全〇 琉球反物入札之事

一先年〆反物入札致来候處、凡三拾年斗、御反物登り不申、入札中
絶仕候、然ル所、田中友真老御頼申、御屋鋪江五組中〆御頼書差
上ケ申候、依之享保十八年癸丑正月廿九日、於田中友真老宅ニ、
沙綾千七百五十反御出し、内千五百五拾反、五口定落札仕候、是
又兼而從頼行者町も此度〆加江申候、代銀二月十五日切也

(6) 八品端物買高帳(B-45)

表紙ウハ書

正徳六年
八品端物買高帳
申 四月
室町五丁之内

(タテ29cm, ヨコ21.5cm)

長崎問屋六間〆買請候諸端物之内八品

何屋誰

上無御座候

正徳元卯年
一紋沙綾式百端内

中八拾端

但シ老端ニ付九拾五匁

下百式拾端

但シ老端ニ付七拾五匁

此代銀拾六貫六百目

卯年
一飛紗綾五百端内

中百五拾端

但シ老端ニ付七拾匁

下百八拾端

但シ老端ニ付五拾八匁

此代銀三拾五貫五拾目

同年
一縮綿八百端内
上貳百端 但シ沓端ニ付百八拾目
中四百端 但シ沓端ニ付百四拾貳匁沓分
下貳百端 但シ沓端ニ付九拾八匁八分五厘

此代銀百拾貳貫六百拾目

卯年
一綸子百五拾端内
上五拾端 但シ沓端ニ付百四拾五匁
中五拾端 但シ沓端ニ付百拾五匁
下五拾端 但シ沓端ニ付九拾五匁

此代銀拾七貫七百五拾目

同年
一繩子貳拾端内
上拾端 但シ沓端ニ付四百五拾目
中拾端 但シ沓端ニ付貳百七拾目
下無御座候

此代銀七貫貳百目

一鈍子三拾端内
上拾端 但シ沓端ニ付三百五拾目
中拾端 但シ沓端ニ付貳百貳拾目
下拾端 但シ沓端ニ付百三拾匁

此代銀七貫目

同年
一錦 貳拾端内
上無御座候
中拾端 但シ沓端ニ付百四拾目
下拾端 但シ沓端ニ付八拾五匁

此代銀貳貫貳百五拾目

一流紋貳百端内
上貳百端 但シ沓端ニ付八拾三匁
中五拾端 但シ沓端ニ付六拾八匁
下五拾端 但シ沓端ニ付四拾目

此代銀拾三貫七百目

卯ノ年分
端物類合千九百貳拾端

此代銀貳百拾貳貫百六拾匁

買高

右之通吟味仕八品端物買高
相違無御座候以上

何屋謹印

正徳六年申四月

御奉行様

(7) 八品端物壳高帳 (B-46)

表紙ウハ書

正徳六年
八品端物壳高帳
申 四月
室町五丁之内

(タテ29cm, ヨコ21.5cm)

八品端物壳高

上無御座候

何屋誰

正徳元卯年

一紋紗綾 貳百端内

中八拾端

但シ尅端ニ付九拾六匁三分五厘

下百貳拾端

但シ尅端ニ付七拾六匁三分

此代銀拾六貫八百六拾五匁

卯年

一飛紗綾四百五拾端内

中百五拾端

但シ尅端ニ付七拾尅匁分

下百五拾五端

但シ尅端ニ付五拾九匁尅分五厘

此代銀三拾貳貫五拾五匁

同年

一縮綿 七百端内

中三百端

但シ尅端ニ付百四拾三匁六分

下貳百端

但シ尅端ニ付百目

此代銀百貫五百八拾目

卯年

一綸子 百端内

中三拾端

但シ尅端ニ付百拾七匁

下四拾端

但シ尅端ニ付九拾六匁五分

此代銀拾尅貳貫八百七拾目

同年

一繻子貳拾端内

中拾端

但シ尅端ニ付貳百七拾匁

下無御座候

此代銀七貫三百五拾目

卯年

一鈍子三拾端内

中拾端

但シ尅端ニ付貳百三拾五匁

下拾端

但シ尅端ニ付百三拾五匁

此代銀七貫三百目

同年

一錦 貳百端内

中拾端

但シ尅端ニ付百五拾五匁

下拾端

但シ尅端ニ付八拾五匁貳分

上無御座候

此代銀貳貫四百貳目

飛紗綾百三拾端

所付
何屋誰

此代銀九貫五百七拾目

所付
何屋誰

同 五拾端

此代銀四貫貳百目

所付
何屋誰

同 百七拾端

此代銀拾貫七百八拾五匁

所付
何屋誰

同 百端

此代銀七貫五百目

所付
何屋誰

縮綿百端

此代銀拾八貫五百目

所付
何屋誰

同 百端

此代銀拾九貫目

所付
何屋誰

同 百五拾端

此代銀貳拾壹貫四百六拾五匁

所付
何屋誰

同 百五拾端

此代銀貳拾壹貫六百拾五匁

所付
何屋誰

同 貳百端

此代銀貳拾貫目

所付
何屋誰

綸子三拾端

此代銀四貫五百目

所付
何屋誰

同 三拾端

此代銀三貫五百拾目

卯年

上五拾端 但シ壹端ニ付八拾五匁

一流紋百五拾端内 中五拾端 但シ壹端ニ付七拾目

下五拾端 但シ壹端ニ付四拾壹匁

此代銀九貫八百目

卯ノ年分
端物類合千六百七拾端

此代銀百八拾八貫貳百貳拾貳目

壳高

右之内
紋紗綾五拾端 所付 何屋何左衛門

此代銀四貫八百五拾目

同 三拾端 所付 何屋何兵衛

此代銀貳貫八百九拾五目

同 五拾端 所付 何屋何右衛門

此代銀三貫八百目

同 三拾五端 所付 何屋誰

此代銀貳貫六百七拾七匁五分

同 三拾五端 所付 何屋誰

此代銀貳貫六百四拾貳匁五分

同 四拾端

所付 何屋誰

此代銀三貫八百六拾目

流紋五拾端

所付 何屋誰

繻子拾端

所付 何屋誰

此代銀四貫六百五拾目

同 五拾端

所付 何屋誰

同 拾端

所付 何屋誰

此代銀貳貫七百日

同 五拾端

所付 何屋誰

鈍子拾端

所付 何屋誰

此代銀三貫六百目

此代銀貳貫五拾匁

右之通吟味付八品端物壳高

相違無御座候以上

何屋誰印

同 拾端

所付 何屋誰

此代銀貳貫三百五拾目

正徳六年申四月

御奉行様

同 拾端

所付 何屋誰

此代銀壹貫三百五拾目

錦五端

所付 何屋誰

此代銀八百目

同 五端

所付 何屋誰

此代銀七百五拾匁

同 壹端

所付 何屋誰

此代銀七拾八匁

同 四端

所付 何屋誰

此代銀三百四拾四匁

同 五端

所付 何屋誰

此代銀四百三拾目

(8) 唐卷物問屋名前帳 (B-54)

表紙ウハ書



(タテ27.5cm, ヨコ19.7cm)

定

一 今度商法会所御取建相成候ニ附而ハ、諸問屋株之向ハ勿論、総而売買手広ニさせられ度候条、可相心得事
 一 売直段取極、仲ヶ間定法ト唱候類取極之上、御聞届ヶ可相成候得共、職業出情定法ヲ下直ニ売買致候義、可為勝手事

一 諸商売仁付、其品為引当ト元手金拝借被仰附候、尤限月利足相定候事

但、商売元手金ニ相用候外、猥リ雜費等ニ送込候義ハ被禁候、其役々ハ急度取調候事

一 諸仲ヶ間之内ヲ式人ツム人撰致、肝煎ト唱、名前差出シ可申事模様ニより、是ヲ被仰付候義茂可有之事

室町巻物問屋文書目錄・解題

一 諸株仲ヶ間取調之上、人数増減勝手可為事
 一 是迄仕来候、冥加金上納ト之義ハ、御廃止仁相成候事
 右之通商法被仰出候、御趣意奉弁承候上者、

急度商業相助聊無懈怠、追々手広ニ仕候ハ勿論、新規仲ヶ間入之者ハ会积金等為差出申間敷候、尤人数増減度毎、京都御政符并商法御会所得も御届ヶ申上候以上

明治元戊辰年十一月

唐卷物問屋印

一 今般就御一新、諸仲ヶ間御改御鑑札、左之通御下ヶ渡被為成下候ニ付大切ニ所持仕候、以後加入之者ハ名前帳江加へ御鑑札御下ヶ渡シ可奉願候、且休商等有之候節ハ名前帳相除、御鑑札無相違返上可仕候旨被為仰渡候、奉畏候依而如件

- 室町御池下ル町 壹屋 利助
- 同町 菱屋 半四郎
- 室町御池下ル町 播磨屋 卯兵衛
- 同町 菱屋 忠兵衛
- 室町御池下ル町 播磨屋 善助
- 室町御池上ル町 丹波屋 半兵衛
- 衣棚御池上ル町 菱屋 小八

(9) 一札 (C-66)

一札

一此度長崎問屋之内菊屋市三郎義、我等方ニ銀談之儀在之候処、濟方不相調候付、不得止事、同人問屋株当亥年拾ヶ年与相立、我等方銀子皆濟迄之処、引請致支配、商売利徳を以致濟方候様対談仕、尤商売筋之儀者市三郎名前を以致取引義ニ御座候得共、我等支配之儀其御仲ヶ間御差支之在無御尋申上候處、前々仕来り定式被仰聞、委細承知仕、則左ニ

定書

一長崎表并大坂堺等ヶ為差登候、毛織糸端物類、其御仲ヶ間之外へ一切売渡申間鋪事
 一諸端物荷数多品者直組ニ而致売方候事
 一荷数無数之品者御相談之上、入札又者立十露盤ニ而致売方候事

一入札立十露盤之節、御年番立会札披可致事
 一諸代呂物直組出来不申、万一銀子入用ニ付引当ニ差入置候品、其儘売渡不申、尤勝手ニ外方へ売捌申間敷候事

右之條々堅相守可申候、尤不寄何事、前々仕来之通相守、



同町

丹波屋 茂 七印

室町御池下ル町 八文字屋富太郎印

同町

薄屋 甚之助印

三条河原町東江入 紅屋 徳右衛門印

室町三条下ル町 八文字屋 幸助印

室町通三条上ル町 菱屋 清 助印

室町通御池上ル町 丹波屋 茂 助印

御池通東洞院西江入 美濃屋忠右衛門印

界町三条上ル町 布屋 与一郎印

大宮通五辻上ル町 松屋 治兵衛

鍵屋 嘉兵衛

富小路通三条下ル町 改嘉藏

近江屋 長兵衛印

肝煎 室町御池下ル町 壺屋 利 助印

同町 播磨屋 卯兵衛印

明治二己巳正月加入

明治二己巳正月加入

明治二己巳正月加入

明治二己巳正月加入

明治二己巳正月加入

明治二己巳正月加入

明治二己巳正月加入

明治二己巳正月加入

新規之儀共決而相企致問鋪候、諸事實意を以正路ニ取斗可仕候、勿論若背^{ハ、マ、}之手代共迄茂急度為相守可申候、万一心得違仕候節、如何様ニ御取斗被成候共、其節一言申子細無御座候、為後証連印一札仍如件

文政十年亥十一月

卷物問屋年番

鍵屋藤助殿

菱屋忠兵衛殿

井御仲ヶ間中

笹屋岩次郎[㊦]

菊屋市三郎[㊦]

(10) 作恐口上書 (D-99)

包紙ウハ書
「文化式年丑閏八月

唐小間物屋^ノ御役所表江書付指上候ニ付、

卷物問屋商買筋之御尋ニ付、御返書下書」

作恐口上書

一 当月二日被召出、私共仲ヶ間ニ而唐小間物取扱仕候趣、御尋被為成候上、御利解成被下、有難奉存候、元來私共仲ヶ間者、往古^ノ唐・紅毛・琉球・朝鮮、其外異国^ノ持渡候反物類并荒物小間物等売買仕來、尤唐紅毛反物者京都長崎問屋・大坂唐物問屋^ノ買請來り、凡式百年來相統仕候、尤享保年中、糸反物他所買仕問敷旨御触有之、已來反物類長崎問屋^ノ買請、大坂其外他所買一切不仕、長崎問屋^ノ者室町卷物屋外江者反物類一切売渡シ不申、小間物・荒物者大坂問屋^ノ茂買請候而、仲ヶ間一統右之趣相守、不正之代呂物買合申儀一切無御座、無滞相統仕難有奉存候、然ル處、享和式年戌三月、私共商売筋之儀御尋被為遊候処、已前より奉差上候書付之趣而已奉申上、荒物・小間物取扱仕來り候義委數不奉申上、行屈キ不申段奉恐入候、其後子九月、唐物御取締被為仰付候以後、小間物・荒物共、反物類同様ニ長崎問屋改メ候荷物買請、他所買相止メ、大坂問屋江も通達致置、私共義者長崎問屋^ノ買請候積ニ御座候處、長崎問屋者大坂表問屋江取引之訳有之候哉、私共仲ヶ間^ノ人差下具候ハ、長崎問屋^ノ茂人相添罷下り、小間物買請度旨

右之趣御開濟被成下候ハ、一統難有可奉存候、已上

卷物問屋年番

文化元年丑閏八月

升屋伝右衛門

播磨屋五良三郎

相頼候ニ付、私共仲ケ間ハ茂人指遣候ニ付、大坂表問屋ハ長崎問屋ヘ荷物為登申候義茂御座候得共、多分私共名宛之送り状を以爲差登候故、早速長崎問屋江送り状相添、荷物相渡、改メ濟候上ニ而請取申候義ニ而、私共仲ケ間内ニ者長崎問屋之手を離れ、大坂表より直買仕候者、曾以無御座候間、長崎問屋江御尋被成下得者相分り可申、聊紛敷義不仕候得共、段々御利解被成下候趣難有奉存候ニ付、縦已来大坂表ハ私共之仲ケ間江向、荷物為差登候共早速差戻シ、長崎問屋參着之荷物斗買請可申候、且又唐小間物屋江加入仕候義者指支有之哉御尋被為遊候、此義當時私共仲ケ間三拾餘人之内、小間物取扱不仕者過半御座候故、不殘加入仕候義者承知不仕、又當時取扱仕候者斗加入仕候而ハ、旧来商買筋之義者諸事仲ケ間中一躰申仕来り通り之趣意相違仕候故、取扱仕候者斗加入仕候義茂得心不仕、彼是銘々申立候ニ付、一向小間物商買相止メ可申哉御座候得共、全躰唐・紅毛反物類持渡、往古と者段々減少仕候上、琉球・朝鮮反物茂一切持渡不申、既ニ享保年中迄ハ卷物問屋九拾軒斗茂相続仕居候処、當時纔ニ三拾七軒ニ相成申候、次第ニ加様ニ衰微仕候上、一品ニても手掛候商買筋ニ相離れ候而者猶々仲ケ間中渡世不相統基、難ケ敷奉存候ニ付、何分是迄之通り取扱仕度奉存候、尤小間物類店ニかさり、往來人江現銀売等は迄も不仕仕来り御座候ニ付、猶又已来仕来り通ニ仕、唐小間物屋同様之売買仕間敷候間、戌三月御尋之節、行屈キ不申義者御赦免被成下、

(11) 口上之覚 (E-112)

口上之覚

一 私共仲ヶ間、巻物問屋商売筋之儀者、唐・阿蘭陀・朝鮮・琉球

端物類売捌渡世仕候儀ニ御座候所、御屋敷朝鮮産物端物類、金襴^(四)・

錦・縞子・緞子・紗綾・縮緬・綸子、其外絹布・木綿之類、御蔵

払御座候節者、往古^ハ私共仲ヶ間限ニ而申請候仕来ニ而、天和・

元禄之頃^ハ別而夥敷御座候、依之古帳面并書付類、當時持伝リ承

知罷在候、然ル所宝曆已後御中絶ニ相成、誠ニ以歎ヶ敷奉存候、

尤 御屋敷朝鮮端物類御蔵払御座候御申請来候儀者、当地 御役

所様江前々^ハ指上御座候私共仲ヶ間名前帳ニ書頭、且又 御奉行

様御交代之節指上来、関東御表^ハ御持下リニ相成り、私共仲ヶ間

旧記書ニ茂相認御座候而、尚又當時ニ至端物類御蔵払無御座候、

依之御断書中古已来、例年七月十二月年々兩度東西御奉行様江指

上来申候、右様之次第ニ御座候所、年久敷御中絶ニ相成、仲ヶ間

一統之者何程敷残念至極奉存罷在候、右ニ付前書申上候 御奉行

様江指上来候書付(類之写、左ニ相認奉入御覽候、何卒御勘考被

成下、往古之通り御蔵払御座候様御執斗之程、偏希上候已上)

対州御屋鋪

御役人中様

() は、付紙の下の文字

[付紙]

類之写、別紙ニ奉入御覽候、然ル所頃日、木綿類其外^此

品御国元^ハ為御差登ニ相成、当地ニ而御売払被遊候御

様子承知仕、弥右様之御事ニ候^ハ、往古^ハ中古迄御

屋敷御例之通、私共仲ヶ間之者共江御売払被成下候様

奉希候、右之儀御聞届ヶ被成下候様、一統御願申上候

以上

年号

室町巻物問屋

室町巻物問屋文書目録

〔凡例〕

- * 目録は、分類番号・表題・年号・文書署名者↓宛先・点数・備考と構成した。
- * それぞれの細分類の中は、基本的に年代順に並べた。
- * 旧字は常用漢字に統一した。
- * 表題中の「」は、作成したもの。()は、内容について簡単な説明を加えた。
- * 年号中の()は、文書に明記されていないが内容等からその年号が推察できるもの。
- * 文書の内容が分類項目上、重複する場合もあるが適宜分類した。

A. 仲間内

〔定法〕

- 1 「室町巻物問屋六組中定法写」
延享三年正月、天明二年四月朔日
一冊
- 2 定(六組中之掟)
宝曆九年八月
一通
- 3 巻物屋仲間條目控
室町巻物問屋組中連印
一冊 「中田氏」所持
- 4 覚日記(下坂諸入用買物ニ付定他)
天明三年正月〜寛政六年三月
一冊
- 5 「室町巻物問屋定目新案文」
申年七月
一冊
- 6 條目(巻物問屋仲間及六組中之定法)
天保五年改
一冊
- 7 巻物屋中年中行事覚
天保五年改
一冊 横半帳
- 8 年中行事写(年中行事並諸勤・相統等心得)
巻物屋年番中(所持)
一冊 横半帳

9 公用記

文化二年九月〜文化十三年九月 六組中（所持）

一冊 横半帳

〔定法違反〕

10 覚（井吉殿手代喜兵衛及壺七殿手代忠兵衛定法違背ニ付佗銀配当之事） 明和四年正月

一綴 横帳

〔播磨屋小兵衛手代庄兵衛一件〕

11 一札（手代庄兵衛及平助不調法之一件 御済ニ付） 天明二年八月

播磨屋小兵衛⑤ ↓御年番中様並惣仲間衆中

一通

12 見覚一書（播小手代庄兵衛再勤之件） 寅年十二月下旬

（木 ↓半四郎）

一通 添書あり、二紙一括

13 乍彈口上書（播小手代庄兵衛退身之儀差置之願）

升屋伝右衛門、菱屋半四郎 ↓木

一通

14 〔北組小兵衛様方御取斗ニ付御礼〕 卯年正月九日

（ ） ↓御年番中様江

一通

15 口上（庄兵衛儀御取斗ニ付御礼） 正月九日

（ ） ↓御年番中様

一通

16 口上（庄兵衛儀再評議之願） 正月九日

（ ） ↓御年番中様

一通

17 口上（庄兵衛儀唐物類商及中京住居差留ニ御頼及庄兵衛退治ニ付御礼） 正月九日

（ ） ↓御年番中様

一通

18 口上（庄兵衛儀中京住居差留之願）

（ ） ↓御年番中様

一通

19 口上（庄兵衛儀御取斗ニ付御礼）

（ ） ↓御年番中様

一通

20 〔口上〕（庄兵衛了簡違ニ付京都之住居も差留之願）

（ ） ↓北組御年番様

一通

21 口上（庄兵衛在所表ニ住居之願） 卯年九月

北組中代播磨屋五郎三郎、同 善助 ↓御年番御衆 中様

一通 包紙一括

〔仲間人数〕

22 一札（唐端物問屋直買再開之願及連中人数維持） 享保七年九月

役行者町行事 鍵屋弥兵衛⑤、隙屋庄兵衛⑤ ↓薬師町、御池之町、円福寺巻物問屋衆中参 一通 包紙一括

23 覚(役行者巻物屋組、五組加入二付) 享保十八年正月

24 定(問屋立之事) 宝曆六年三月

25-1 一札(室町巻物問屋仲間江加入二付) 天保四年霜月

25-2 一札(室町巻物問屋仲間江加入二付) 天保四年十一月

25-3 一札(室町巻物問屋仲間江加入二付) 天保四年十一月

25-4 一札(室町巻物問屋仲間江加入二付) 天保四年十一月

25-5 一札(室町巻物問屋仲間江加入二付) 天保四年十一月

26 一札(室町巻物問屋仲間江加入二付) 天保四年十二月

27 月々印形帳 天保五年~明治三年

28 目録(顔見せ二付名前書上) (明治二年)

【相互扶助】

29 預申銀子之事(仲間永印銀々無利足十年賦ニ而借銀) 寛政十一年七月

30 銀子預一札(御用向手伝相勤中藤助急死ニ付、為家名相統助借銀証札) 嘉永四年十月廿八日

31 覚(漆屋九兵衛殿江貸銀之内、御仲間慶応二年三月晦日

役行者丁巻物屋組 薄屋次右衛門、丸屋半兵衛、大黒屋七右衛門、千切屋久兵衛、鑑屋良深、千切屋庄兵衛、鑑屋弥兵衛、三文字屋弥兵衛、一文字屋多兵衛、師町北組御衆中様、南組御衆中様、御池之町組御衆中様、円福寺町上組御衆中様

播磨屋五郎三郎、同 源兵衛、同 小兵衛、同 平助、同 利兵衛、同 治兵衛、同 三郎兵衛、同 年番 播磨屋治郎右衛門殿

菅田屋庄五郎、同 菅田屋作兵衛殿 一通 紙一括

菅田屋庄兵衛、同 菅田屋治兵衛殿 一通

菅田屋仁兵衛、同 菅田屋忠兵衛殿 一通

丹後屋重太郎、同 丹後屋小兵衛殿 一通

龜屋半兵衛、同 壺屋七兵衛殿 一通

丹波屋半兵衛、同 丹波屋半兵衛殿 一通 包紙一括

殿、八文字屋基太郎殿並御仲間中

室町巻物呉服問屋仲間(所持) 一通 横半帳

播磨屋卯兵衛、菱屋半四郎、播磨屋善助、鍵屋嘉

茂、美濃屋忠右衛門代吉六、布屋与一郎代定兵衛、

菱屋清助、八文字屋孝助、近江屋長兵衛、丹後屋

茂助、松屋治兵衛、同 卷物御仲間中

升屋伝右衛門、証人 升屋喜兵衛、同 御年番御

衆中並御仲間中 一通 包紙一括

鍵屋宗兵衛、同 粹 茂助、同 中川浄義殿、菱屋半

兵衛殿 一通

八文字屋富太郎、同 菱屋半四郎、同 鍵屋次兵衛、同 一通

の一部御渡ニ付請取覚他)

32 覚(対州様江出金六組割方之覚)

午年十月七日

紅屋徳右衛門[㊦]、八文字屋与三郎[㊦]、菱屋忠兵衛[㊦]↓御年番 播磨屋卯兵衛殿、八文字屋富太郎殿

一通

33 覚(利金六組割方之覚)

未年十二月

一通

〔仲間参会〕

34 一札(御集會座敷之事)

天保八年正月九日

円山長寿院左阿弥[㊦]↓室町巻物問屋御年番、御行事 御衆中

一通 包紙一括

35 一札(参會飯料銀請取之事)

元文二年極月七日

六波羅ろくろ丁 伊勢屋源八[㊦]↓室町薬師町北組 播磨屋宗久殿、御行事 同 又四郎殿

一通

36 口上(問屋ヲ申参り候儀ニ付)

八月十六日

年番中↓各々様

一通

〔その他〕

37 〔琉球反物入札之事他記録〕

(元禄十年~十二年、享保十八年)

一通

38 口上之覚(大阪唐物問屋並唐物仲買之者類ニ諸向へ取引ニ付)

安永八年四月

室町巻物屋中↓

一通

39 覚(代呂物員数覚)

十二月八日

播磨屋卯兵衛(所持カ)

一通

B. 京都町奉行所・京都府

〔触書〕

40 御触之写(唐、阿蘭陀糸端物之義他)

享保二年十月~嘉永七年八月

一冊

41 上(役所向書付写及御達写他)

天明二年~慶応二年二月九日

室町巻物問屋中(所持)

一冊

42 〔仲買廃止之触書〕

長崎問屋漆屋、菱屋、室町巻物問屋播磨、八留、唐小間物商売人山田市十郎、かわ伊、千武、二条、薬種屋仲間松喜、小田久、八日組薬種屋仲間番長、

一冊

番久(署名)

〔商売筋〕

- 43 乍恐口上書を以奉指上候(唐端物高値 正徳六年正月十三日
之訳御尋ニ付) 室町巻物や何町何や誰 印、同断 誰 印↓御奉
行様 一通
 - 44 乍恐口上書を以奉指上候(唐端物高値) 何屋誰 印↓御奉行様 一通
 - 45 八品端物買高帳 何屋誰 印↓御奉行様 一冊
 - 46 八品端物売高帳 何屋誰 印↓御奉行様 一冊
 - 47 奉差上行事之覚(室町巻物問屋六組行 〔室町巻物問屋六組中〕↓御奉行様 一通 包紙一拵
事名前書上) 寛延四年七月
 - 48 〔巻物問屋御役所向勤メ之覚〕 天明二年三月 年番枡屋伝右衛門、菱屋半四郎↓木村御氏、寺田
御氏 一通 天保五年役
所提出之写
 - 49 覚(天明二年、東御役所メ商売用筋願 文政十年十月 巻物問屋(所持) 一通
 - 50 乍恐奉願上口上書(代呂物滞銀取立之 文政十年十月 巻物問屋之内八文字屋作兵衛、同年番 鍵屋藤助、
願) 慶元元年十二月九日 菱屋忠兵衛↓御奉行様 一通
 - 51 乍恐口上書(代呂物滞銀取立之願) ↓御奉行様 一通 50の下書
 - 52 乍恐口上書(商売筋仕来並當時之儀御 慶元元年十二月九日 室町巻物問屋年番播磨屋卯兵衛、八文字屋富太
尋ニ付) 慶元二年十月 郎、↓御奉行様 一通
 - 53 差上申御請書之事(御蔵織物売捌方) 慶元二年十月 一通
- 【第一巻物商社設立】
- 54 唐巻物問屋名前帳(商法定並御鑑札) 明治元年十一月〜明治
二年正月 一冊
 - 55-255-1 第一巻物商社記(今般社を取結ニ付) 明治二年十一月 菱屋忠兵衛、播磨屋卯兵衛↓御政府 一冊
 - 乍恐口上書(菱忠、播卯肝煎役之願) 明治三年三月 第壹番巻物商社惣代 室町姉小路上ル町 菱屋半
四郎、同町 播磨屋善助↓京都御政府 一冊 1に挟み込

C. 長崎問屋

〔長崎問屋定法違反〕

- 56 一札(身上不如意ニ付佗銀之事) 延享三年五月
 菊屋市右衛門[㊟]、証人庄兵衛[㊟]、手代理兵衛[㊟]↓川村屋嘉兵衛殿、菱屋半四郎殿、鍵屋治兵衛殿
- 57 一札(亀屋善九郎脇売之疑ニ付) 宝曆十三年十月
 長崎問屋海老屋喜兵衛[㊟]、菊屋小右衛門[㊟]、漆屋九兵衛[㊟]、亀屋善九郎[㊟]、菊屋市右衛門[㊟]↓六組御仲ヶ間中
- 58 問屋心対附録(亀屋家業相統一札ニ文言追加) 宝曆十三年十月
 六組年番 北組播磨屋利兵衛、南組井筒屋仁兵衛、御池之町組紅屋伊兵衛、上組川村屋嘉兵衛、町組八文字屋勘兵衛、行者町組千切屋久兵衛(署名)海老屋喜兵衛[㊟]↓室町巻物屋六組御年番中
- 59 一札(手代勘兵衛不調法御濟ニ付) 明和六年十月
 長崎問屋漆屋九兵衛[㊟]、鍵屋彦左衛門[㊟]↓巻物問屋御年番中
- 60 一札(手代庄助不調法御濟ニ付) 寛政四年十月
 長崎問屋漆屋九兵衛[㊟]↓巻物問屋年番 壺屋利助殿、播磨屋五良三郎殿并御仲間中
- 61 一札(長崎問屋菱屋小右衛門心得違御濟ニ付) 文化十年九月
 長崎問屋漆屋小右衛門[㊟]↓巻物問屋年番 八文字屋勘兵衛殿、鍵屋藤助殿并御仲ヶ間中
- 62 一札(此度不行届ニ付仲間及私之調印之事) 文政七年十月十一日
 長崎問屋漆屋小右衛門[㊟]↓巻物問屋年番 八文字屋勘兵衛殿、鍵屋藤助殿并御仲ヶ間中

〔問屋相統〕

- 63 一札(又七商売相統之事) 寛政二年七月晦日
 漆屋他治郎[㊟]、漆屋九兵衛[㊟]↓菱屋儀右衛門殿、壺屋利助殿、八文字屋勘兵衛殿
- 64 〔長崎問屋書上及絶家之事〕 文化十年十月
 年番北組 播磨屋五郎三郎、同町組 壺屋利助、加役行者町組 鍵屋善五郎、同上組 河村屋嘉兵衛、同町組 八文字屋勘兵衛
- 65 一札(長崎問屋仲間他売並家名相統之事) 文政八年四月
 長崎問屋漆屋九兵衛[㊟]↓室町巻物問屋年番 八文字屋勘兵衛殿、鍵屋藤助殿并御仲ヶ間中
- 66 一札(菊屋市三郎問屋株引請之事) 文政十年十一月
 笹屋岩次郎[㊟]、菊屋市三郎[㊟]↓巻物問屋年番 鍵屋藤助殿、菱屋忠兵衛殿並御仲ヶ間中

67 一札(兩問屋永相統之為問屋人数増之事) 天保四年九月

68 一札(兩問屋永相統之為問屋人数増之事) 天保四年十二月

漆屋九兵衛[㊦]、菱屋小右衛門[㊦]↓八文字屋浄養殿 一通
新町長崎問屋 漆屋九兵衛[㊦]、菱屋小右衛門[㊦]、菊屋市三郎[㊦]、仲勇次郎[㊦]、勇次郎伯父・後見伝五郎[㊦]↓室町巻物具服問屋御年番 壺屋利助殿、紅屋徳右衛門殿、並ニ御仲ヶ間中 一通 袋一括

〔取引〕

69 [長崎問屋ノ北組へ品出之事]

享保十六年正月、享保十九年十月

70 一札(三井御店取引取成之類)

文政十一年十月

71 一札(巻物問屋仲間ノ代呂物代銀荷主方へ直渡之事)

文政十二年六月

72 御頼書(大坂堺より買物、私方江張合差出之願)

文政十三年十月

73 一札(三井御店取引ニ付兩人印形之類)

天保四年十月

74 一札(三井御店取引ニ付兩人印形之類)

天保五年四月

75 一札(三井御店荷物売捌方相統)

嘉永三年五月

76 証(巻物類ニ限長崎直買之願ニ付示談銀受納之証)

慶応二年二月六日

77 証(巻物問屋より示談銀受取証)

慶応二年二月六日

78 御売分(京綿売渡ニ付代銀寛)

巳年八月

新町漆屋九兵衛[㊦]、菱屋小右衛門[㊦]↓室町御行事 一通
菱屋忠兵衛殿、八文字屋徳兵衛殿
新町漆屋九兵衛[㊦]、菱屋小右衛門[㊦]↓室町壺屋喜兵衛殿、紅屋小兵衛殿、鍵屋惣兵衛殿、八文字屋作兵衛殿、播磨屋卯兵衛殿 一通
漆屋常二郎[㊦]、幼少ニ付後見 小田原屋善兵衛[㊦]、親類 津国屋嘉右衛門[㊦]、海老屋治兵衛[㊦]↓菱屋半兵衛殿 一通 包紙一括
長崎問屋菊屋勇次郎[㊦]、漆屋常二郎[㊦]、菱屋小右衛門[㊦]↓巻物問屋年番 八文字屋富太郎殿、播磨屋卯兵衛殿 一通 77と関連
長崎問屋菊屋勇次郎[㊦]、漆屋常二郎[㊦]、菱屋小右衛門[㊦]↓巻物問屋年番 八文字屋富太郎殿、播磨屋卯兵衛殿 一通
菱屋小右衛門[㊦]↓升屋伝右衛門様、鎰屋嘉兵衛様 一通

79 覚 (絹壳渡ニ付代銀受取之覚) 酉年九月廿日 菱屋小右衛門①↓漆屋九兵衛様へ 一通

80 覚 (絹買請出入之覚) 酉年九月 菱屋小右衛門①↓壺屋利助殿、播磨屋五郎三郎殿 一通

81 覚 (絹壳渡ニ付代銀受取之覚) 酉年九月 菱屋小右衛門①↓壺屋利助殿、播磨屋五郎三郎殿 一通

〔借銀〕

〈菱屋小右衛門〉

82 年賦証文之事 天明五年七月 預主 菱屋小右衛門①、証人 富田屋権右衛門①、一通 奥書あり

83 御願申上候口上書 (銀子御恩借之願) 天明七年七月 同 菱屋治兵衛①、同 同七兵衛①↓升屋伝右衛門殿、鎗屋嘉兵衛殿

菱屋小右衛門①、同 小五郎①、富田屋権右衛門 一通

84 預り申銀子之事 天明七年九月廿九日 菱屋小右衛門①、同 小五郎①、証人同 治兵衛①、同 同 七兵衛①、同 富田屋権右衛門①、同 同 新蔵①↓室町卷物問屋年番 枳屋伝右衛門殿、鍵屋嘉兵衛殿

菱屋小右衛門①、同 小五郎①↓室町卷物問屋御年番中様 一通

85 一札 (借用銀之事) 寛政二年十月 菱屋小右衛門①、同 小五郎①↓室町卷物問屋御年番中様 一通

86 年賦銀請取通 (天保五年七月〜天保九年十二月) 天明八年七月十五日 室町年番 壺屋利助①、同 紅屋徳右衛門①↓新町 菱屋小右衛門殿 一通

87 借用申金子之事 (漆屋九兵衛) 天明八年七月十五日 借主 漆屋九兵衛①、証人 鍵屋彦左衛門①↓壺屋七兵衛殿、八文字屋勘兵衛殿、菱屋半四郎殿、菱屋小八郎殿、壺屋利助殿 一通

88 覚 (借用銀之事) 寛政五年九月八日 漆屋九兵衛①↓壺屋七兵衛殿、同 利助殿、八文字屋勘兵衛殿、菱屋半四郎殿、同 小八殿 一通

89 預り申証文之事 文化八年八月十一日 新町二条下ル 漆屋九兵衛①、伴 市次郎①↓播磨屋五郎三郎殿、壺屋利介殿 一通 奥書あり

90 口上 (御町組々借用金返済ニ付) 申年八月十九日 漆屋九兵衛①、証人 鍵屋彦左衛門①↓升屋伝右衛門様 一通

91 覚(過銀請取之覚)

〈笹屋岩次郎〉

漆屋九兵衛[㊦]、九蔵↓室町御年番紅屋右衛門殿

一通

92 預り申銀子之事

文政十二年六月

長崎問屋之内菊屋市三郎問屋株当時預り主 笹屋

一通

93 一札(借用銀返済之事)

文政十二年六月

岩次郎[㊦]、妻 つね[㊦]、手代 弥右衛門[㊦]↓巻物
問屋年番 鍵屋藤助殿、菱屋忠兵衛殿、御仲ヶ間
中
長崎問屋之内菊屋市三郎問屋株当時預り主 笹屋
岩次郎[㊦]、妻 つね[㊦]、手代 弥右衛門[㊦]↓巻物
問屋年番 鍵屋藤助殿、菱屋忠兵衛殿、御仲ヶ間
中

一通

〔根証文〕

94 界根証文一件之写

享和三年二月

一冊

95 京根証文凡仕様書

享和三年十二月〜享和四年

一冊

96 肥後根証文取組始末究方一件之写

一冊

97 筑後三池根証文津出入札商人方取組書
附案

〔その他〕

98 桐証文箱入日記(長崎問屋証文、箱入之覚)

天明八年七月〜天保四年九月

一通 横帳カ、断筒カ

D. 唐小問物商売

〔唐小問物附商売〕

99 乍恐口上書(唐小問物取扱に関して巻物問屋商売筋御尋ニ付御返書)

文化二年閏八月

巻物問屋年番 升屋伝右衛門、播磨屋五郎三郎↓

一通 包紙一括

100 御請書写(唐小問物取扱之事他)

文化二年九月

室町巻物屋(所持)

一冊

- 101 申堅為取替一札之事(唐、阿蘭陀落札之小問物類入札之事) 文化三年二月四日 唐小問物商売人中⑩↓卷物問屋中 一通 包紙一括
- 102 申堅為取替一札之事(唐、阿蘭陀落札之小問物類入札之事) 文化三年二月四日 卷物問屋中⑩↓唐小問物商売人中 一通
- 〔大和屋忠七・近江屋伊兵衛一件〕
- 103 乍恐奉願上口上書(大和屋忠七、近江屋伊兵衛御吟味之願) 文政十一年四月 室町卷物問屋年番 鍵屋藤助、同 惣代壺屋七兵衛↓ 菱屋忠兵衛、一通
- 104 覚(大阪加賀屋弥三衛門が買取之品) 文政十一年四月十三日 押小路烏丸東入ル町大和屋忠七⑩↓卷物問屋年番 鍵屋藤助殿、菱屋忠兵衛殿 一通
- 105 覚(毛氈、羅氈買取及売捌先之覚) 文政十一年四月十三日 三条通高倉西入丁近江屋伊兵衛⑩↓卷物問屋年番 番 鍵屋藤助殿、菱屋忠兵衛殿 一通 包紙一括
- 106 一札(外が紛へ敷品売買ニ付御詫) 文政十一年四月十五日 押小路烏丸東入町大和屋忠七⑩、高倉通二条下ル町 証人 松島屋常次郎⑩↓卷物問屋年番 鍵屋藤助殿、菱屋忠兵衛殿並ニ御仲ケ間中 一通
- 107-1 御断申一札之事(新加入故御触不相并之儀御断) 文政十一年七月 唐小問物仲間之内 三条通高倉西へ入町 近江屋伊兵衛⑩↓卷物問屋年番 鍵屋藤助殿、菱屋忠兵衛殿並ニ御仲ケ間中 一通 2と巻込一括、唐小問物屋年番の署名あり
- 107-2 〔卷物問屋仲間外取引之事〕 文政十一年七月 室町卷物——、唐小問物——↓ 一通 107-1の文面に追加
- 108 乍恐口上書(近江屋伊兵衛下濟ニ付) 文政十一年七月 室町卷物——、唐小問物——↓ 一通
- 〔唐小問物屋唐紅毛反物買入一件〕
- 109 一札(唐小問物屋、長崎問屋ニ而唐紅毛反物類買入之示談相調) 安政四年八月 唐小問物取締年行事 紙屋太助⑩、鍵屋彦兵衛⑩、大和屋又七⑩↓室町卷物問屋御年番 菱屋半兵衛殿、八文字屋甚太郎殿 一通 包紙一括
- 110 預り申銀子之事(唐小問物屋、長崎問屋ニ而唐紅毛反物類買入ニ付示談銀) 安政四年八月 長崎新問屋京屋清兵衛↓唐小問物取締年行事 紙屋太助殿、鍵屋彦兵衛殿、大和屋又七殿 一通 奥書署名あり

111 乍恐濟状之大意(商売筋之儀互ニ申合
約定ニ付御聞届之願)

長崎問屋、巻物仲ヶ間、唐小間物屋↓

四紙 四紙一括、
冊子

E. その他

〔宗対馬守〕

〈朝鮮反物売捌方〉

112 口上之覚(朝鮮産物端物類巻物問屋へ
御蔵弘之類)

室町巻物問屋↓対州様御屋敷御役人中様

一綴

〈借銀〉

113 預り申銀子之事

宝暦二年十一月

宗対馬守内 稲野清兵衛[㊦]、長瀬伝兵衛[㊦]、山崎
清太[㊦]、樋口友之助[㊦]↓内福寺町組行事 菱屋忠
兵衛殿、壺屋七兵衛殿

一通 包紙一括、
保証人あり

114 預り申銀子之事

宝暦二年十一月

宗対馬守内 稲野清兵衛[㊦]、長瀬伝兵衛[㊦]、山崎
清太[㊦]、樋口友之助[㊦]↓内福寺町組行事 菱屋忠
兵衛殿、壺屋七兵衛殿

一冊 114の写

115 預り申銀子之事

宝暦二年十一月

宗対馬守内 稲野清兵衛[㊦]、長瀬伝兵衛[㊦]、山崎
清太[㊦]、樋口友之助[㊦]↓薬師町北組行事 播磨屋
源兵衛殿、播磨屋五郎三郎殿

一通

116 〔信使御大用ニ付御用達銀子之事〕

宝暦十三年

室町巻物屋中行事 壺屋利助、竹内久兵衛、福島
善兵衛、金屋治右衛門、藤屋五兵衛、いづゝ屋平
左衛門、泉屋平兵衛、吉野屋利兵衛、大文字屋四
郎右衛門、井上三郎兵衛、若山屋喜右衛門、荒木
平八良、河合十三郎、大村彦太郎、佐藤源兵衛、
長浜屋長兵衛、亀屋善兵衛、いせ屋喜左衛門、菊
屋利兵衛、玉屋利兵衛、いづゝ屋勘助、富田伊兵
衛、安岡次郎三良、小野善助↓竹森七左衛門殿
泉屋平兵衛[㊦]↓室町巻物衆中殿、壺屋源右衛門殿

一通

一包紙一括

117 枝手形之事(対州様御用金返済ニ付)

宝暦十三年

〔間部下総守〕

118 年賦調達金割濟方仕法書

(天保九年) 戊年七月

鯖江役所[㊦]、京都館入世話方面、十一屋権兵衛、

一冊

119 覚（借用申銀子之事）

天保九年八月

丹波屋長兵衛、三文字屋善兵衛↓

一通 包紙一括

120 別紙添一札之事（間部下総守様世話方 承知一札）

天保九年八月

間部下総守内 小倉喜藤兵衛①、岩橋純吉①、松本政五郎①、江坂平兵衛①、奥村銀馬①↓紅屋徳右衛門殿、鍵屋次兵衛殿
三文字屋善兵衛①、丹波屋長兵衛代儀兵衛①、十一屋権兵衛①↓紅屋徳右衛門殿、鍵屋次兵衛殿

一通

〔土屋伊予守〕

121 借用申銀子之事

天明三年三月

土屋伊予守内 次藤文右衛門①、奥村定四郎①、上村又兵衛①、森丹下①、森治兵衛①↓菱屋半四郎殿、升屋伝右衛門殿

一通 包紙一括

包紙のみ

122 天明二年寅九月当仲ケ間諸願町役付添不及年番奥印ニ而差出しニ願候様被仰渡書付一通 外ニ来由書一通

一包

123 一札 沓通 天明貳年寅秋 ハコ

一包

124 寅十一月五日要用下書 外ニ書付沓枚 卯正月九日入札七通 寅正月廿一日ノ

一包

125 上 店方江口上書 室町巻物問屋中

一包

126 菊屋誤札三通 笹屋同貳通

一袋

127 唐小問物屋仲ケ間之内大和屋忠七 同近江屋伊兵衛 誤り一札式通入 但し済状下書入

一袋

※ほか無題の包紙二点あり

人名索引《凡例》

* 姓名・屋号は基本的に50音順に作成した。

* 名前のよみが不明確なものは、音読した。

* 旧字は常用漢字に統一した。

* 備考は「室町巻物問屋文書」より判明する情報を記した。

巻物問屋＝室町巻物問屋、長崎問屋＝新町長崎問屋、役人＝京都町奉行所役人である。

人 名	目録番号	備 考
【あ】		
赤井越前守	41	京都東町奉行
芥川	30	
浅水源右衛門	113、114、115	
油屋又左衛門	94	
荒木平八郎	116	
淡路屋六兵衛	100	伏見船問屋
【い】		
飯塚五郎作	9	
伊右衛門	9	小間物屋
井吉	10	巻物問屋
池田屋善八	97	大坂常安橋筋淡路町一丁目
石崎勇藏	9	役人
石嶋五三郎	9	役人
泉屋平兵衛	116、117	
いせ屋喜左衛門	116	
伊勢屋源八	35	六波羅ろくろ丁
伊勢屋新兵衛	10	
伊勢屋善兵衛	9	唐小間物商売人
伊勢屋藤四郎	97	大坂常安橋筋布屋町
市次郎	89	漆屋九兵衛倅
一文字屋覚兵衛	105、107-1	小間物屋年番
一文字屋多兵衛	23	役行者町巻物屋
井筒屋	8	
いつゝ屋勘助	116	
井筒屋吉兵衛	100	巻物問屋、蛸薬師町南組

人 名	目録番号	備 考
井筒屋仁兵衛	27、47、58	巻物問屋、蛸薬師町南組
井筒屋善助	117	
井筒屋瀬兵衛	47	巻物問屋、蛸薬師町南組
いつゝ屋平左衛門	116	
伊藤石内	9	役人
糸屋嘉兵衛	27	巻物問屋
糸屋半兵衛	25-5、27	巻物問屋
稲野清兵衛	113、114、115	宗対馬守内
井上三郎兵衛	116	
入江吉兵衛	9	役人
岩橋純吉	119	間部下総守内
【う】		
上田八蔵	9	役人
上田弥右衛門	9	役人
上田屋利兵衛	79	
上村又兵衛	121	土屋伊子守内
梅原	55-1	丹波屋半兵衛、上京廿五番組 室町御池上ル町
漆屋	42、98	
漆屋九兵衛(九兵衛)	9、31、57、58、60、61、63、64、 65、67、68、69、70、71、73、74、 79、87、88、89、90、91、95、98	長崎問屋
漆屋常二(次、治)郎	41、75、76、77、98	長崎問屋
漆屋他治郎	63	長崎問屋
鱗形屋半兵衛	9、100	巻物問屋、蛸薬師町南組
【え】		
江坂平兵衛	119	間部下総守内
越後屋伊助	79	
越後屋宗(惣)介(助)	58、61、70、74、79、98	
海老屋	59、64、67、98	
海老屋喜兵衛	57、58、59	長崎問屋
海老屋治兵衛	75	漆屋常二郎親類

人 名	目録番号	備 考
海老屋長左衛門	27	巻物問屋
【お】		
近江屋伊兵衛(伊兵衛)	103、105、107-1、108	唐小間物屋、三条東洞院東江入町
近江屋久兵衛	9	柳馬場錦上ル町
近江屋長兵衛	27、28、54	富小路三条下ル町
大坂屋七郎兵衛	100	京都飛脚
大野万左衛門	9	役人
大村彦太郎	116	役人
岡田長兵衛	9	役人
岡野大助	9	役人
奥村銀馬	119	間部下総守内
奥村定四郎	121	土屋伊子守内
小田久	42	二条菜種屋仲間
小田原屋善兵衛	75	漆屋常二郎幼少ニ付後見
小野善助	116	
帯屋徳兵衛	47	巻物問屋、円福寺町上組
【か】		
加賀屋弥三衛門	104	
鍵屋	8	
鍵屋嘉蔵	27、28、54	巻物問屋、鍵屋嘉兵衛改名
鍵(鎰)屋嘉(加)兵衛	9、27、54、78、82、84、100	巻物問屋、役行者町組
鍵屋喜吉	100	巻物問屋、役行者町組
鍵屋喜兵衛	9、100	巻物問屋、役行者町組
鍵(鎰)屋治(次)兵衛	9、23、25-2、27、30、31、56、58、79、100、119、120	巻物問屋、役行者町組
鍵屋重(十)兵衛	9、47、100	巻物問屋、役行者町組
鍵屋清兵衛	27	巻物問屋
鍵屋善五郎	9、27、64、100	巻物問屋、役行者町組
鍵屋宗(惣)兵衛(鍵宗兵衛)	8、27、30、74	巻物問屋

鍵屋藤助	9、27、30、50、62、65、66、70、71、92、93、100、103、104、105、106、107-1	巻物問屋、役行者町組
鍵屋彦左衛門	60、87、90	漆屋九兵衛叔父
鍵屋彦兵衛	109、110	唐小間物取締年行事
鍵(鎰)屋弥兵衛	22、23	役行者町巻物屋
鎰屋良深	23	役行者町巻物屋
鋤屋藤左衛門	94	
柏原次郎右衛門	9	役人
金田屋伝右衛門	94	
金屋小兵衛	10	新町
金屋治右衛門	116	
加納	9、108	役人
狩野万五郎	9	役人
紙屋太助	109、110	唐小間物取締年行事
亀屋	57、58、64、67	
亀屋九兵衛(九兵衛)	69	亀屋源右衛門代
亀屋源右衛門(源右衛門)	58、69	亀屋善九郎父
亀屋善九郎	57、58	長崎問屋
亀屋善兵衛	116	
亀屋八左衛門	9	唐小間物商売人
かわ伊	42	唐小間物商売人
河合十三郎	116	
河内屋作右衛門	94	唐物問屋年番
河村屋	8	
河(川)村屋嘉兵衛	9、12、27、56、58、64、100	巻物問屋、円福寺町上組
河村屋源兵衛	9、100	巻物問屋、円福寺町上組
河村屋次郎兵衛	100	巻物問屋、円福寺町上組
河(川)村屋与兵衛	9、47、100	巻物問屋、円福寺町上組
川原林	12、30、55-1	菱屋半四郎、上京廿五番組室町御池下ル町

勘兵衛	59	海老屋手代
【き】		
木(木印)	12、13	
桔梗屋伝右衛門	8、9	神泉苑町
菊屋	64、98	
菊屋市右衛門	56、57	長崎問屋
菊屋市三郎(市三郎)	9、61、64、66、67、68、72、93、95、98	長崎問屋
菊屋勇次(治)郎(勇次郎)	41、68、76、77	菊屋市三郎倅
菊屋利兵衛	116	
岸部	55-1	菱屋小八、上京廿五番組衣棚御池上ル町
吉六	28	美濃屋忠右衛門代
喜兵衛	10	井吉殿手代
儀兵衛	120	丹波屋長兵衛代
木村	9、48	役人
九蔵	91	漆屋九兵衛倅
京屋清兵衛	109、110	新規長崎問屋
【く】		
櫛橋平蔵	9	役人
串原三郎兵衛	9	役人
【こ】		
幸助	10	播磨屋
小倉喜藤兵衛	119	間部下総守内
こと	70	漆屋九兵衛母
小橋屋伊右衛門	98	大坂
小長谷	9	東町奉行
小林丹次	9	役人
誉田屋栄助	27	巻物問屋
誉田屋儀助	27	巻物問屋
誉田屋儀八	27	巻物問屋
誉田屋作兵衛	27	巻物問屋

誉田屋庄五郎	25-1、27	巻物問屋
誉田屋庄兵衛	25-2、27	巻物問屋
誉田屋仁兵衛	25-3、27	巻物問屋
誉田屋彦兵衛	27	巻物問屋
誉田屋茂兵衛	27	巻物問屋
誉田屋弥七	27	巻物問屋
誉田屋利助	27	巻物問屋
【き】		
笹屋岩治(次)郎	66、72、92、93、98	長崎問屋菊屋市三郎問屋株預り主
佐藤	55-1	播磨屋宇兵衛、播磨屋善助、上京廿五番組御池下ル町
佐藤源兵衛	116	
佐野肥後守	9	京都東町奉行
三文字屋善兵衛	118、120	鯖江藩京都館入世話方
三文字屋弥兵衛	23	役行者町
【し】		
膝屋庄兵衛	22	役行者町行事
次藤文右衛門	121	土屋伊予守内
芝田栄蔵	9	役人
渋谷新左衛門	97	筑後三池用達
鳴田政右衛門	9	役人
鳴田武助	9	役人
下田耕左衛門	9	役人
庄助	60	漆屋九兵衛手代
庄兵衛	56	
定兵衛	28	布屋与一郎代
甚兵衛	69	菱屋小右衛門代
新屋四郎左衛門	94	
【す】		
鈴木七蔵	9	

住吉屋久兵衛	94	
【せ】		
銭屋藤左衛門	94	
せん	30	鍵屋藤助後家
千賀与三右衛門	9	役人
善助	10	播磨屋
善兵衛	50	江州神崎郡位田村百姓、八文字屋 作兵衛売り先
善兵衛	9	小間物屋
【そ】		
宗対馬守(対州)	32、33、112、113、114、117	
【た】		
大黒屋五郎兵衛	100	円福寺町組
大黒屋七右衛門	23	役行者町
大文字屋四郎右衛門	116	
高木藤一郎	94	
太加久嘉市郎	97	立花出島守内
高三七郎右衛門	94	
高三清兵衛	94	
竹内久兵衛	116	
竹内庄兵衛	96	肥後用達
竹森七左衛門	116	
田中友真	37	
棚橋八兵衛	9	役人
多仁川(多仁)	12	
玉屋藤兵衛	105	
玉屋利兵衛	116	
丹後屋重太郎	25-4、27	巻物問屋
丹後屋茂助	27、28、54	巻物問屋、室町通御池上ル町
丹波屋長兵衛	118、120	鯖江藩京都館入世話方
丹波屋半兵衛	26、27、54、55-1	巻物問屋、室町御池上ル町
丹波屋茂七	27、54、55-1	巻物問屋、衣棚御池上ル町

【ち】		
千切屋久兵衛	23、58	当番行者町組、行者町組年番
千切屋重兵衛	47	室町姉小路下ル行者町組
千切屋庄兵衛	9、23、27、100	役行者町
千武	42	唐小間物商売人
茶碗屋吉兵衛	105、107-1、108	大坂伏見町唐物屋
忠兵衛	10	壺七殿手代
【つ】		
塚本	8、49	町代
十九浦九十九	9	役人
土屋伊子守	121	京都西町奉行
つね	92、93	笹屋岩治郎妻
津国屋嘉右衛門	75	漆屋常二郎親類
壺屋	8	
壺屋喜兵衛	27、74、100	巻物問屋、円福寺町組
壺屋源右衛門	100、117	巻物問屋、円福寺町組
壺屋七兵衛	25-5、27、47、87、88、103、113、114	巻物問屋、円福寺町組
壺屋七郎兵衛	9、100	巻物問屋、円福寺町組
壺屋治兵衛	27	巻物問屋
壺屋正祐	9	巻物問屋
壺屋平兵衛	27	巻物問屋
壺屋妙恩	27	巻物問屋
壺屋利助(介)	9、27、54、61、63、64、68、80、81、86、87、88、89、100、116	巻物問屋、円福寺町組、巻物商社肝煎
【て】		
寺田	48	
伝五郎	68	菊屋勇次郎伯父後見
【と】		
十一屋権兵衛	118、120	鯖江藩京都館入世話方
藤三郎	69	北組
藤助	30	鍵屋暖簾内

徳野栄三郎	9	糸割符年寄
富田伊兵衛	116	
富田屋権衛門(右衛門)	82、83、84	
富田屋新蔵	83、84	
富山喜左衛門	58	
【な】		
長尾原太夫	96	
中尾勇右衛門	9	役人
中川浄義	7、8、30	=八文字屋浄義
中河(川)空左衛門	9	役人
長瀬伝兵衛	113、114、115	宗対馬守内
中田	3	
永田	55-1	八文字屋孝助、下京三番組室町 三条下ル町
長浜屋長兵衛	116	
【に】		
西嶋五郎三郎	9	役人
【ぬ】		
布屋与一(市)郎	27、28、54	堺町三条上ル町
【は】		
薄屋久兵衛	27	巻物問屋
薄屋次右衛門	23	役行者町巻物屋
薄屋甚之助	27、54	巻物問屋、室町御池下ル町
薄屋甚兵衛	27	巻物問屋
場左右	36、58	
場左右勘助	58	
場左右重助(重助)	58	
八文字屋	8	
八文字屋勘兵衛	9、58、62、63、64、65、87、88、 100	巻物問屋、円福寺町組
八文字屋吉兵衛	9、27、100	巻物問屋、円福寺町組
八文字屋喜兵衛	9、100	巻物問屋、円福寺町組

八文字屋孝(幸)助	27、28、54、55-1	巻物問屋、室町通三条下ル町
八文字屋作兵衛	25-1、27、50、74、100	巻物問屋、円福寺町組
八文字屋浄義	67、98	=中川浄義、巻物問屋
八文字屋甚太郎	7、8、26、27、109、110	巻物問屋
八文字屋徳兵衛(八徳兵衛)	8、27、73	巻物問屋
八文字屋富太郎(八富)	7、8、27、31、41、42、52、54、76、77	巻物問屋、円福寺町組
八文字屋与三郎	27、31	巻物問屋
八文字屋余七	7	巻物問屋
八文字屋与七郎	8	巻物問屋
八文字屋与兵衛	9、27、100	巻物問屋、円福寺町組
服部熊次郎	113、114、115	
浜武孝右衛門	97	筑後三池米唐紅毛方弘用達
原高左衛門	97	立花出島守内
播磨屋	8	
播磨屋卯(宇)兵衛(播卯、播宇兵衛)	8、27、28、31、39、41、42、52、54、55-1、55-2、74、76、77	巻物問屋、室町御池下ル町、第一巻物商社肝煎・室町姉小路上ル町
播磨屋九兵衛	100	
播磨屋源兵衛	9、10、24、100、115	巻物問屋、蛸薬師町北組
播磨屋(はりまや)小兵衛(播小、小兵衛、北組小兵衛)	9、10、11、12、14、15、16、17、19、20、21、23、24、27、31、100	河村屋嘉兵衛年番之内
播磨屋五郎(良)三郎	9、10、21、24、61、64、80、81、89、99、100、115	巻物問屋、蛸薬師町北組
播磨屋三郎兵衛	24	巻物問屋
播磨屋治兵衛	10、24	巻物問屋
播磨屋庄兵衛(庄兵衛、播庄)	11、12、13、15、16、17、18、19、20、21	播磨屋小兵衛手代
播磨屋治郎右衛門	24	巻物問屋
播磨屋治郎三郎	117	巻物問屋
播磨屋善助(介)	9、21、24、27、28、54、55-1、55-2、100	室町御池下ル町、第一巻物商社惣代・室町姉小路上ル町

播磨屋宗久	35	巻物問屋、蛸薬師町北組
播磨屋平助(介)	9、24、27、100	巻物問屋
播磨屋又三郎	47	巻物問屋、蛸薬師町北組
播磨屋又四郎	35	巻物問屋、蛸薬師町北組
播磨屋勇次郎	27	巻物問屋
播磨屋利助	27、31	巻物問屋
播磨屋利兵衛	10、24、47、58、100	巻物問屋、蛸薬師町北組
番久	42	八日組薬種屋仲間
半四郎	12	菱屋カ
番長	42	八日組薬種屋仲間
【ひ】		
樋口友之助	113、114、115	宗対馬守内
菱屋	8、64	
菱屋伊右衛門	9	唐小間物商売人
菱屋伊兵衛	107-1	小間物屋年番
菱屋儀右衛門	63	巻物問屋
菱屋吉兵衛	27	巻物問屋
菱屋小右衛門(菱屋)	9、31、41、42、57、58、61、62、64、67、68、69、73、74、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、95、98	長崎問屋
菱屋小五郎	83、84、85	長崎問屋
菱屋小八	9、27、54、55-1、88、100	巻物問屋、円福寺町組、衣棚御池上ル町
菱屋小八郎	87	巻物問屋
菱屋小兵衛	9、100	巻物問屋、円福寺町組
菱屋七兵衛	82、84	
菱屋治兵衛	82、84	
菱屋清助	27、28、54	室町通三条上ル町
菱屋忠七	27	巻物問屋
菱屋忠次郎	27	巻物問屋
菱屋忠助	27	巻物問屋

菱屋忠兵衛	9、25-3、27、31、47、50、54、55-1、55-2、66、70、71、73、92、93、100、103、104、105、106、107-1、113、114	巻物問屋、円福寺町組、第一番巻物商社肝煎・室町姉小路上ル町
菱屋半四郎	13、28、31、48、54、55-1、55-2、56、87、88、121	室町御池下ル町、第一巻物商社惣代・室町姉小路上ル町
菱屋半兵衛	9、26、27、30、75、100、109、110	巻物問屋、円福寺町組
菱屋弥介	105	
平尾演右衛門	9	役人
平尾安左衛門	9	役人
【ふ】		
武右衛門	113、114、115	服部熊次郎代
深江屋又兵衛	113、114、115	
深谷平左衛門	9	役人
福井太平次	41	糸割符
福嶋善兵衛	116	
藤屋五兵衛	116	
武助	30	鍵屋宗兵衛倅
舟橋	55-1	丹波屋茂七、上京廿五番組衣棚御池上ル町
不破伊左衛門	9	役人
【へ】		
平助	9、10、11	播磨屋小兵衛手代、播磨屋五郎三郎代
紅屋	8	
紅屋伊兵衛	47、58	巻物問屋、御池之町組
紅屋小兵衛	25-4、27、74	巻物問屋、御池之町組
紅屋徳右衛門(徳右衛門)	9、27、31、58、68、86、91、100、119、120	巻物問屋、御池之町組
【ほ】		
細屋彦三郎	94	
本田金右衛門	9	役人
本多新左衛門	9	役人
本屋四郎兵衛	107-1	小間物屋年番

【ま】		
曲淵和泉守	9	京都西町奉行
牧野大和守	9	京都西町奉行
升屋	8	
枅屋勘兵衛	94	唐物問屋年番
升屋喜兵衛	9、29、100	御池之町組
升屋善太郎	47	室町押小路下ル御池之町組
升(枅)屋伝右衛門	9、13、29、48、49、78、82、84、 90、99、100、121	御池之町組
升屋藤兵衛	79	
升屋彦兵衛	9	
又七	63	
又四郎	69	北組
松喜	42	二条薬種屋仲間
松嶋屋常次郎	106	高倉二条下ル町
松野小右衛門	9	役人
松原久蔵	9	役人
松村	8	
松本政五郎	119	間部下総守内
松屋治兵衛	27、28、54	大宮通五辻上ル町
間部下総守	119、120	京都所司代
真野盛之進	9	役人
真野八郎兵衛	9	役人
丸屋半兵衛	23	役行者町巻物屋
【み】		
水野哲次	9	役人
三井(三井御店)	8、24、70、73、74、75、98	
三井八郎右衛門	58、59、61	
三橋飛驒守	9	京都西町奉行
美濃屋忠右衛門	27、28、54	御池通東洞院西江入
【む】		
村瀬孫助	41	糸割符

【も】		
茂兵衛	69	菱屋小右衛門代
森川	9	役人
森算右衛門	108	役人
森下	8	
森治兵衛	121	土屋伊予守内
森多治右衛門	97	立花出島守内
森丹下	121	土屋伊予守内
【や】		
弥右衛門	92、93	笹屋岩治郎手代
安岡次郎三郎	116	
山崎清太	113、114、115	宗対馬守内
山田劔次郎	9	役人
山田嘉萌治	9	役人
山田伝左衛門	9	
山田屋市十郎	42	唐小間物商売人
大和屋忠七	103、104、106	押小路通烏丸東入町、唐小間物屋
大和屋又七	109、110	唐小間物取締年行事
大和屋利兵衛	94	
山中	8、9、49	町代
【よ】		
横井権十郎	9	役人
横溝市右衛門	9	役人
吉川吉助	9	役人
吉田	55-1	菱屋忠兵衛、上京廿五番組室町御池下ル丁
吉野屋利兵衛	116	
【り】		
利介	69	漆屋九兵衛代
理兵衛	56	菊屋市衛門手代
【わ】		
若山屋喜右衛門	116	